

市民委員会資料 ②

2 所管事務の調査（報告）

(2) 第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画について

資料1 第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）に関するパブリックコメント手続きの実施結果について

資料2 第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画の概要

資料3 第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画

市民・こども局

（平成26年3月18日）

「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）」に関する パブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

川崎市では子どもの権利保障を総合的かつ計画的に進めるために子どもの権利に関する行動計画（以下、「行動計画」という。）を策定しております。

このたび、2014（平成26）年4月からの3年間について定めた第4次行動計画（案）をとりまとめ、パブリックコメントにより広く市民の皆様から御意見を募集しました。その結果、48通（意見総数89件）の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）について
意見の募集	平成26年1月24日（金）から 平成26年2月24日（月）まで
意見の提出方法	電子メール、郵送、ファクシミリ、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより ・ 市ホームページ ・ 各区役所市政資料コーナー ・ かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・ 川崎市子ども夢パーク ・ 図書館、市民館、学校 ・ 各種会議、イベント

3 結果の概要

意見提出数（意見数）	48通（89件）	
（内訳）	電子メール	5通（15件）
	郵送	3通（8件）
	ファクシミリ	6通（12件）
	持参	34通（54件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた意見については、計画（案）の趣旨に沿った意見、今後の施策・事業の推進に向けて検討していく意見のほか、意見内容を反映したほうが計画（案）の内容がわかりやすくなる意見がありました。そのため、「第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画」については、一部に意見を反映して策定します。

【御意見に対する対応区分】

- A：御意見を踏まえ、計画に反映させたもの
- B：御意見の趣旨が計画（案）に沿ったものであり、取組を推進するもの
- C：今後の施策を推進する中で、参考とするもの
- D：計画（案）に関する質問・要望の御意見であり、計画（案）の内容を説明するもの
- E：その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 計画（案）全般に関すること		3		1		4
(2) 施策の方向Ⅰに関すること	1	10	7	2		20
(3) 施策の方向Ⅱに関すること		2	1			3
(4) 施策の方向Ⅲに関すること	3	12	8	12		35
(5) 施策の方向Ⅳに関すること		16		2		18
(6) 施策の方向Ⅴに関すること						0
(7) その他					9	9
合計	4	43	16	17	9	89

具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 計画(案)全般に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
1	いじめ、虐待、体罰などの子どもの権利侵害を防止するために設置された制度が活かされるよう、この計画を広く周知してほしい。	いじめ、虐待、体罰などの防止については、子どもを権利侵害から守る取組として重点施策の一つに位置付けております。計画の広報とともに子どもを権利侵害から守るよう取り組んで参ります。	B
2	現在の子どもの状況を反映し、重点施策を設けるなどまとまっている。計画に基づき、子どもの思いを重視して施策を進めてほしい。	御意見を踏まえ、計画に基づき事業の推進に取り組んで参ります。	B
3	子どもの命が保障されるよう取り組むべきであり、子どもであっても自分の命が自分で守られるよう家出という選択肢と権利をおとなが責務として教えなくてはならないのではないか。	条例では、子どもを一人の人間として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えるという基本的な考え方のもと、子どもの安心して生きる権利に関して規定しております。条例に基づく本計画においても、子どもの安心して生きる権利が保障されるよう取組を進めて参ります。	D
4	子どもも、大人も考えられる社会にしていきたい。	条例では、子どもは大人とともに社会を構成するパートナーとして位置付けております。また、条例に基づく本計画においても施策の方向Ⅲにおいて、子ども会議や子ども集会などを中心とした子どもの参加を位置付けております。今後も子どもの参加を促進して参ります。	B

(2) 施策の方向 I に関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
5	子どもの権利の日事業については、11月20日の前後1か月間に実施する事業に対して助成を行っているが、1年間の中で趣旨に合う企画について助成するなど、助成の時期や内容の幅を広げてはどうか。	かわさき子どもの権利の日事業は、11月20日のかわさき子どもの権利の日に合わせて、前後1か月の間に市民との協働により子どもの権利の啓発を行う事業であり、本計画の具体的な取組①に位置付けております。御意見の趣旨を踏まえ、今後は事業の実施時期や内容の拡充について検討して参ります。	C
6	権利の日事業の市民企画の参加者は権利条例の理解者、協力者であることから事業の拡充を図り、市民の権利条例の理解者の裾野をさらに広げてほしい。		
7	地域のネットワークの連携強化の場の拡大として、子どもの権利の日事業に参加している団体が、準備や全体会で交流を図られる機会をつくってほしい。また参加団体が企画段階に参画できるようにしてほしい。	権利の日事業については、子ども関係者で構成した実行委員会を設置し企画内容や公募による参加団体の選考を行っており、本計画の具体的な取組①に位置付けております。交流機会や企画への参画については御意見の趣旨を踏まえ、今後検討して参ります。	C
8	知的障害や発達障害など様々な理由で、思いや意見をうまく表明できない子どももいるので、おとなが子どもの思いを受け止められるよう子どもの権利を尊重するよう取り組んでほしい。	子どもの権利の尊重が進むよう、本計画の具体的な取組②に子どもの権利の啓発を位置付けております。今後も市民に対し、子どもの権利への理解が深まるよう啓発に取り組んで参ります。	B
9	子どもの権利条例に準ずる活動をしている市民団体を広く市民に周知してほしい。	子どもの権利に関する市民団体については、子どもの権利の日事業の実施の際に、市民企画事業として広く公募し参加を求めています。参加が決定した事業は、チラシ等により全市に広報しております。	D

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
10	子どもの置かれている現状や課題について周知してほしい。(2件)	子どもの置かれている現状については、子どもの権利に関する実態・意識調査等により把握に努めており、HP等で公表しております。御意見の趣旨を踏まえ、今後も子どもの置かれている現状や課題が理解されるよう取り組んで参ります。	C
11	子どもの権利が保障されるよう市民や市民団体等に対する啓発を進めてほしい。(2件)	市民に対する子どもの権利に関する啓発は、本計画の具体的な取組②に位置付けております。今後も子どもの権利が保障されるよう啓発に取り組んで参ります。	B
12	親等を対象とした人権学習として、相互尊重のコミュニケーションであるアサーションや、子どもの人権を尊重した親子の効果的なコミュニケーション方法を伝える親業を取り入れてほしい。	親等を対象とした人権学習については、本計画の具体的な取組③に位置付けております。人権学習の実施内容については、御意見の趣旨を踏まえ、今後検討して参ります。	C
13	具体的な取組④の中の「権利の意義」を「権利条例の意義」にしてほしい。また、「施設職員」を「学校や施設の職員」にしてほしい。	御意見を踏まえて、具体的な取組④の文言を別添のとおり改めました。今後も教職員をはじめ施設職員、行政職員等の間で子どもの権利に対する理解が深まるよう取り組んで参ります。	A
14	子どもの権利に関する人材育成について「現場に関わる職員及び市民にむけての研修プログラムの整備」や「これから立ち上げる市民団体に対しての育成、研修支援」の文言を追加してほしい。	子どもの権利に関する研修については、具体的な取組②で市民への広報啓発、具体的な取組④で職員等への研修を位置付けております。今後も子どもの権利に対する理解が広まるよう人材育成に取り組んで参ります。	B
15	P T Aで実施している家庭教育学級で年1回子どもの権利の周知を行うなど、保護者に対する啓発を進めてほしい。	御意見の趣旨を踏まえ、現在実施されている家庭教育学級において、子どもの権利の啓発が進むよう取り組んで参ります。	C

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
16	条例の広報のために、インターネットなどで大人と子どもが楽しみながら学べるサイトがあったら良い。	条例の広報については、子どもの権利の理解を広める取組として重点施策の一つに位置付けております。現在、子ども向けの HP であるこどもページの中で条例の紹介を行っておりますが、今後は、御意見の趣旨を参考に、楽しみながら学べる広報・啓発に取り組んで参ります。	C
17	先生の中で、人によって態度を変えるようなことをなくしてほしい。(3件)	教職員に対する研修については、具体的な取組④に位置付けており、人権尊重教育をはじめとした各種研修を実施しております。今後も学校において子どもの権利が尊重されるよう取り組んで参ります。	B
18	子どもの権利が保障されるよう教職員に対して啓発を進めてほしい。(3件)		
19	子どもが身近に相談できる窓口がないと感じている。学校のカウンセラーの対応力向上を図る。または身近な窓口を別途設置してはどうか。	学校のカウンセラー等の対応力向上については具体的な取組④に位置付けております。また、相談窓口については各種電話相談などがありますが、学校のカウンセラーは、子どもにとって最も身近な窓口の一つとして考えております。今後も相談窓口の周知を図ると同時に、カウンセラー等の資質向上のため、研修に取り組んで参ります。	D

(3) 施策の方向Ⅱに関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
20	保護された子どもの権利も尊重してほしい。	児童相談所等において保護された子どもの権利については、具体的な取組⑩に位置付けております。今後も様々な状況の下にある子どもの権利が保障されるよう取り組んで参ります。	B
21	障害のある子どもが学ぶ特別支援学校は、適正規模を遙かに超える過密過大な状況が続いています。特別室や更衣室の確保もままならず、通学バスも利用できない状況です。障害のある子ども達が置かれている現状を把握し、施策に盛り込んで欲しいと思う。	特別支援学校については、現在受け入れ枠の増加を図るため、田島養護学校の整備を行っており、平成26年4月から供用される予定です。また、県立特別支援学校高等部分教室の整備についても、県と連携して取り組んで参ります。今後も御意見の趣旨を踏まえ、障害のある子ども達が置かれている現状の把握に努めるとともに、その支援に取り組んで参ります。	C
22	差別をなくし、一人一人平等にみてほしい。	差別をなくす取組については、具体的な取組⑪に位置付けております。今後も子どもの権利が尊重されるよう取組を進めて参ります。	B

(4) 施策の方向Ⅲに関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
23	大人の勝手な思い込みや経験、信条等だけで「子育て」「しつけ」「教育」を押し付けていないか。子どもの視点に立って大人の考えや思い込みを振り返る必要がある。	条例では、子どもを一人の人間として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えるという基本的な考え方が示されており、子育てや教育等においても、その考え方を踏まえて取り組んでいくことが重要であると考えております。今後も子どもの権利に関する基本的な考え方が理解されるよう親等に対する広報・啓発に取り組んで参ります。	B
24	子育てによるストレスや一人で悩みを抱えている親に対し相談できる場の情報を提供してほしい。	親等に対する子育てに関する情報の提供は具体的な取組⑬に位置付けております。今後も親等の養育の支援について取り組んで参ります。	B
25	子育て中の親はストレスも含めて、多くの課題を抱えています。親への支援全体を課題として捉えてほしい。	本計画においても第2章2(3)に記載のとおり、子育てをする親等に対する支援を進める必要があると認識しておりますので、第2章2(3)の見だしについては、別添のとおり「親等のストレスや負担」から「親等への支援」に改めました。	A
26	推進施策(9)や具体的な取組⑮について、事業者だけでなく保護者・市民に対しても、子育てしやすい働き方に関する考え方を啓発するよう文言を修正してほしい。	子育てしやすい働き方に関する考え方を、市民に対して普及啓発を行うことは子どもの養育支援において必要であると考えております。そのため、御意見を踏まえて、推進施策(9)及び具体的な取組⑮において啓発の対象に「市民」の文言を加えるなど、別添のとおり改めました。今後も子どもの権利が保障されるよう、啓発を進めて参ります。	A

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
27	若年層の自殺は、児童相談所の力不足によるものではないか。子どもの自殺を防ぐため、児童相談所の業務遂行能力向上のために、研修を進めてほしい。	子どもの自殺については児童相談所職員に対する研修だけでなく、子どもの権利の啓発や居場所支援、相談・救済の推進などの取組を総合的に進め、子どもを権利侵害から守っていくことが重要であると考えております。今後も計画に基づき、児童相談所等における研修の充実を含め、子どもを権利侵害から守る取組を進めて参ります。	D
28	子どもへの虐待は DV やパワハラと密接な関係にあると思う。そのため、イラスト入りのパンフレットを用いて、相互尊重のあり方や DV 防止の啓発を進めてほしい。	虐待の要因の一つとしては、親のストレスや負担が関係していると考えております。そのため虐待防止のためにパンフレット配布のほか、親等に対する支援に取り組んでおります。今後も計画に基づき分かりやすい広報や親等に対する支援を進めるとともに、御意見の趣旨を踏まえ、相互尊重の考え方や DV 防止に向けて広報等取組を進めて参ります。	C
29	母子手帳交付時や保健所での健診時に虐待防止に向けた啓発を行ってほしい。	母子健康手帳交付の際の虐待防止の啓発については具体的な取組⑰に位置付けております。今後も虐待防止に向けて取り組んで参ります。	B
30	子どもと接する機会の多い学校や保育所の関係者、行政、地域等、子どもをとりまくおとなが一体となり、虐待などの発見の際に、通報、介入する体制が必要ではないか。子どもの権利条例ではなく、児童福祉法の徹底が必要ではないか。	虐待の未然防止や虐待等を要因とする子どもの保護は、条例に基づく本計画の具体的な取組⑯、⑱に位置付けております。今後も児童家庭支援・虐待相談室、児童相談所、区役所及び地域との連携による虐待の未然防止、早期発見に向けて取り組んで参ります。	D
31	何を言っているのか全く分からないことがあるため、学校の先生、特に新任の先生に対する教育をもっと進めてほしい。	育ち・学ぶ環境の整備を進めることとしている具体的な取組⑲において、教職員の指導力向上に向けて各種研修を実施しております。御意見の趣旨を踏まえ、今後も教職員の指導力向上に取り組んで参ります。	C

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
32	子どもの周りにおいて性に関する不適切な情報が氾濫していることから、子どもに正しい性に関する学習等を行ってほしい。また、これも条例に盛り込んでほしい。	性に関する教育については、学習指導要領に基づき、保健の授業を中心とした教育課程の中で行っており、条例に基づく本計画の具体的な取組⑱に位置付けております。	B
33	子どもを守る以前に、学校の先生を守ることが重要であり、教職員が働きやすい職場環境をつくるべきである。	御意見の趣旨を踏まえ、子どもの権利保障と同時に教職員の働きやすい環境づくりにも取り組んで参ります。	C
34	保育園と幼稚園を一緒にしないでほしい。	保育所と幼稚園の機能を両方備えた施設(認定こども園)の推進については、少子化による人口減少など、社会状況の変化に対応して、現在、国で検討が進められています。本市としても、その推進を図るところですが、既存の保育所と幼稚園の機能はこれまで同様に活かし、入園する乳幼児にとって適切な環境が確保されるよう取り組んで参ります。	D
35	習熟度別クラスの導入については、クラスは残して、授業時だけ分けるなど、やり方を考えてほしい。(3件)	習熟の程度に応じた指導の導入については、子どもの意見も聞きながら、進めて参ります。	C
36	図書館をもっと広くしてほしい。	図書館の拡張については現在計画しておりませんが、スペースの有効活用などにより市民の利用しやすい図書館を目指して取り組んで参ります。	D
37	子ども達の知的好奇心を育む文化的環境や、安全にのびのび活動できる場が少ない。こども文化センターだけでなく、子どもが自由に体験できることも科学館、横浜市のログハウスのような小中学生の活動の場を各区に1カ所設置する等の環境整備を行ってほしい。	子どもも楽しめる文化的施設については、主なものとしてかわさき宙と緑の科学館を設置しております。また、子どもが自由に活動できる場としては、川崎市子ども夢パークを設置しているほか、こども文化センターを概ね中学校区に1カ所に設置しております。これらの施設の充実は子どもの参加を促進する上では重要であると認識しております。今後も子どもが利用しやすい施設を目指して取り組んで参ります。	D

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
38	保育園などを増やしてほしい。	待機児童対策は市の最優先課題として位置付けており、認可保育所の整備や認可外保育施設等の積極的な活用により、保育受け入れ枠の確保を図ります。御意見の趣旨を踏まえ、今後も待機児童解消に向けて取り組んで参ります。	C
39	条例の広報を充実させ、いじめのない環境を作してほしい。(2件)	いじめの防止については、子どもを権利侵害から守る取組として、本計画の重点施策に位置付けております。今後も条例の広報と合わせて、いじめの防止に取り組んで参ります。	B
40	居場所を失った子どもの支援を進めてほしい。(3件)	居場所を失った子どもへの支援については、本計画の重点施策に位置付けております。今後も、子どもの居場所支援に取り組んで参ります。	B
41	不登校の子どもやその親の救いの場であることから、こどもサポートを継続してほしい。		
42	子どもの居場所となる施設が不足していると思う。こども文化センターなどを活用してはどうか。	居場所を失った子どもへの支援については、本計画の重点施策に位置付けております。こども文化センターは、小学生、中学生、高校生等、子どもの居場所づくりを目的の一つとし、設置しております。引き続きこども文化センターがより多くの子どもに利用されるよう、広報等に取り組んで参ります。	C
43	地域子育て支援センターや赤ちゃん広場は乳幼児、小学生はこども文化センターといったように年齢で分けることのない、子ども夢パークのような居場所となる拠点を各区に設置してほしい。また、子ども夢パークにそのためのセンターとして位置付けてはどうか。	地域子育て支援センターや赤ちゃん広場等は、乳幼児とその親等が集まって講習できる身近な場です。また、こども文化センターにおいては、小学生、中学生、高校生等の居場所づくりとあわせて地域の乳幼児とその保護者に向けた支援も行っており、幅広い年齢の子どもが利用できる施設となっています。今後は、(仮)、子どもの権利施策連携会議等を通じて各施設の情報共有、連携を図り、子どもの居場所支援に取り組んで参ります。	D

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
44	各地のプレーパーク、多摩区区民会議の子ども外遊び部会、宮前区の冒険遊び場支援事業のように市民が主体となって実施している居場所づくりについても推進施策等に表記してほしい。	子どもの居場所については、条例第27条で子どもが自由に遊び、活動する場所とも定義しております。そのため、「不登校の子ども」だけでなく、「生活の中で安心して自分らしく過ごせる場所のない子ども」も対象としたプレーパーク等の事業についても、本計画の具体的な取組⑳の中に位置付けております。なお、居場所の対象が「不登校の子ども」に限定された表現となっていたため、別添のとおりプレーパークなどの取組も想定した「不登校等の子ども」に文言を訂正しました。今後も子どもの居場所支援に取り組んで参ります。	A
45	子ども夢パークやゆうゆう広場のような施設のみを対象とせず、公園等で実施する小規模の事業に対しても広く居場所と捉え、広報を促進するなど支援することが必要ではないか。	子どもの居場所については、条例第27条で、子どもが自由に遊び、活動する場所とも定義しております。また居場所の広報については、本計画の具体的な取組⑳の中に位置付けております。今後も子どもの居場所に関する広報・啓発を進めて参ります。	B
46	以前の学童保育のようなシステムに戻し、子どもの放課後の居場所を確保してほしい。	現在、放課後の子どもの居場所の確保については、わくわくプラザを運営しております。学童保育を再び導入することは現在計画しておりませんが、わくわくプラザがより子どもの利用しやすい場所となるよう取り組んで参ります。	D
47	子どもの育ちの場としての地域づくりを進めてほしい。	地域における子育て及び教育環境の調整については、具体的な取組㉑に位置付けております。今後も子どもの育ちの場としての地域づくりに取り組んで参ります。	B

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
48	地域教育会議に行政職員の参加が少ない。	地域教育会議は親、住民などの地域が主体となり教育を考えることを目的としています。そのため、地域の主体性が重要であると認識しておりますが、今後も地域教育会議の活動が促進されるよう支援に取り組んで参ります。	D
49	子どもがいきいき育つ遊びの場としては、子ども夢パークだけでは不十分である。小学校区に1つ、あるいは中学校区に1つ、プレーパークなどの遊びの場や移動式プレーカーを設置し、子どもの遊びの場を提供してほしい。	地域における子どもの育ちの場については、具体的な取組⑳に位置付けており、こども文化センターを概ね中学校区に1か所設置しております。引き続き、子ども夢パークやこども文化センターがより多くの子どもに利用されるよう、広報等に取り組んで参ります。	D
50	自由に遊べる場所がほしい。(3件)		

(5) 施策の方向Ⅳに関すること

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
51	気軽にだれでも行けて、子どもの意見をおとなが聴いてくれる場所を増やしてほしい。(2件)	川崎市子ども会議をはじめ、身近な子どもの意見表明の場として、中学校区、行政区にも子ども会議を設置しております。今後も様々な場で子どもの意見が尊重されるよう取り組んで参ります。	C
52	子ども会議の活動を活発にして、子どもの意見を市長に伝えてほしい。(4件)	子ども会議については具体的な取組③①、③⑤に位置付けております。今後も子ども会議の充実に向けて取り組んで参ります。	B
53	子ども集会を続けてほしい。(11件)	子ども集会については具体的な取組③⑤に位置付けております。今後も子ども集会の充実に向けて取り組んで参ります。	B
54	子どもの意見を抜きにして、政策を行うことは間違っている。子ども集会のような取組は重要であり、是非市へ報告するべきである。	子ども集会の取組は毎年川崎市子ども会議を通して市長に報告されております。今後も子ども会議、子ども集会の充実に向けて取り組んで参ります。	B

(6) 施策の方向Ⅴに関すること

意見の趣旨が施策の方向Ⅴに該当するものではありませんでした。

(7) その他関連事項

No.	意見の要旨	意見に対する本市の考え方	区分
55	おしゃれな制服にしてほしい。(4件)	制服のデザインの変更については予算の都合などから困難ですが、生徒会活動等を通して子どもの意見が学校の運営に配慮されるよう、子どもの自主的な活動を支援して参ります。	E
56	歩きタバコや優先席付近の携帯電話の利用、未成年の飲酒など、大人はいろいろと見て見ぬふりをしている。	おとなのマナーや規範意識等については、計画に位置付けておりませんが、おとなの存在は子どもの模範となることから、子どもの権利の啓発の中で大人の存在の重要性について理解されるよう取り組んで参ります。	E
57	おとながもっと信用できるおとなになってほしい。		
58	中学校給食の導入はやめてほしい。(2件)	中学校給食の導入については、子どもの意見も聞きながら、進めて参ります。	E
59	中学校にも給食がほしい。		

第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画 修正箇所対照表

意見 番号	修正 箇所	修正後	修正前
13	P.21 P.37	<p>具体的な取組④</p> <p>子どもの権利に関する認識を深めるため、<u>権利条例の意義について学校や施設職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係する者に対して、研修を行います。</u></p>	<p>具体的な取組④</p> <p>子どもの権利に関する認識を深めるため、<u>権利の意義について施設職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係する者に対して、研修を行います。</u></p>
25	P.8	(3) <u>子育てに関する親等への支援</u> について	(3) <u>子育てに関する親等のストレスや負担</u> について
26	P.17 P.25	<p>推進施策(9)</p> <p><u>事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方やその職場環境に関する啓発</u>を行います。</p> <p>具体的な取組⑮</p> <p>仕事を持つ親等が安心して子育てしやすいよう、<u>事業者や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発</u>を行います。</p>	<p>推進施策(9)</p> <p><u>事業者に対し、雇用される市民が安心して子育てがしやすい職場環境づくりに関する啓発</u>を行います。</p> <p>具体的な取組⑮</p> <p>仕事を持つ親等が安心して子育てできる環境づくりのために、<u>ワーク・ライフ・バランスの推進等、事業者に対する啓発</u>を行います。</p>
44	P.30 P.39	<p>具体的な取組⑳</p> <p><u>不登校等の子どもの居場所として、市民及び関係団体との連携を図り、子どもが安心してくつろげる場所の確保や施設事業について支援</u>を行います。</p>	<p>具体的な取組⑳</p> <p><u>不登校の子ども</u>の居場所として、市民及び関係団体との連携を図り、子どもが安心してくつろげる場所の確保や施設事業について支援を行います。</p>

第1章 計画の策定にあたって

<計画の目的>

第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画は、子どもの権利に関する条例第36条に基づき、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しています。

<計画策定の経緯と背景>

- 1989年 児童の権利に関する条約国連採択
理念：子どもは権利の主体
- 1994年 同条約日本批准
- 1998年 条例策定に向けた取組

約200回を超える会議や市民、子どもたちとの意見交換により、条例の骨子案について検証

- 2000年 「川崎市子どもの権利に関する条例」制定
 - ・国連の児童の権利に関する条約の理念に基づいた国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例
 - ・虐待、体罰、いじめなどの子どもたちを取り巻く状況を背景に、多くの市民や子どもの参加のもとにつくられた、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるための条例
- 2001年 「川崎市子どもの権利に関する条例」施行
- 2005年 第1次行動計画（2005～2007年度）策定
- 2008年 第2次行動計画（2008～2010年度）策定
- 2011年 第3次行動計画（2011～2013年度）策定

第4次行動計画は、川崎市子どもの権利委員会の意見を聴き、児童虐待やいじめ問題などの社会状況も踏まえて、条例の内容と計画に基づく各施策の関係性が明確になるように策定しました。

川崎市子どもの権利委員会について

- ・条例第38条に基づき子どもの権利の保障状況を検証する第三者機関
- ・人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成

<第4次行動計画の期間>

2014（平成26）年度 ～ 2016（平成28）年度（3年間）

第2章 これまでの取組の成果と課題

第3次行動計画の主な成果

○相談・救済の推進

広報啓発DVDの学校への配布や、人権オンブズパーソンについて紹介する子ども教室の実施により、相談・救済制度を子どもたちへ周知しました。

○子どもの参加の促進

各子ども会議の活動に関する情報の共有により、子ども会議の活動が活性化しました。また、いくつかの区において子ども向けのホームページを開設し、地域での子どもの参加の促進を図りました。

○子どもの居場所の拡充

不登校などの児童・生徒に対する指導を行う適応指導教室「ゆうゆう広場（たかつ）」を増設するなど、新たな子どもの居場所づくりを推進しました。

○総合的な子ども施策の推進と地域との連携の充実

区を中心とした地域の子どもの育ち支援のネットワークを拡充し、情報交換の場の確保や子育てイベントの実施など、地域の実情に合わせた施策を推進しました。

○児童虐待に対する連携強化と相談・支援体制の充実

「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定され、児童家庭支援・虐待対策室、区に児童家庭課を設置するなど、虐待に対する連携の強化と相談支援体制を充実させました。

課題

条例の認知度の低下

- ・子どもの権利保障の推進には条例が正しく理解されることが重要ですが、**条例を「知っている」と回答した子どもは、2003（平成11）年の45.2%から2008（平成20）年には32.4%に低下しました。**
- ・2011（平成23）年からは回答項目を追加し、一概に比較できないものの**条例を「知らない」と回答した子どもは6割にのぼりました。**

虐待相談・通告件数の増加

- ・児童相談所での虐待相談・通告件数は、2005（平成13）年度の435件から、2012（平成24）年度は**1,237件と3倍近くに増加しています。**

親等への子育て支援

- ・**子育てについて、多くは肯定的にとらえているものの「子どもをどなってしまおう」、「自分の時間がなくてつらい」等否定的に捉える親等も少なからずいました。**

根絶されない体罰

- ・2012（平成24）年度に**体罰による処分事案が3件**が報告されており、体罰のない指導の推進が求められます。

なくならないいじめ

- ・2012（平成24）年度のいじめの認知件数は**過去5年間で最も多い1596件**でした。
- ・2012（平成24）年度の人権オンブズパーソンでのいじめの相談は**60件**で、権利侵害のない相談を除いて**最も多い内容**でした。

居場所を失った子どもたち

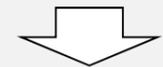
- ・2012（平成24）年度の小学校における不登校児童数は210人で、全児童数に占める割合としては全国平均とほぼ同数の0.30%でした。一方、**中学校における不登校生徒数は1,010人で、全生徒数に占める割合は3.58%**と、全国平均の2.70%と比較すると**高い水準**でした。

十分に活用されていない相談・救済制度

- ・**相談・救済機関について、多くの子どもが認知しているにもかかわらず、困ったり悩んだりしたとき「どこにも相談しない」と回答する子どもは6割**でした。

～課題の解決に向けて～

- ・各課題への対応については、第4次行動計画に反映し、解決に向けた取組を進めていきます。
- ・課題の根底には子どもの権利に対する理解不足があると考えられます。
条例に示される子どもの権利に関する基本的な考え方が理解されることは、子どもの権利保障を推進する上で重要であり、条例に基づく施策を多くの市民に知ってもらうことは、全ての課題解決にかかわっています。



第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画 概要

第3章 計画の基本的な考え方と体系

第4次行動計画では、課題の解決のために条例の子どもの権利に関する基本的な考え方を踏まえ、条例の内容と計画に基づく各施策の関係が明確になるよう策定しました。

～ 基本理念 ～

子どもの権利に関する基本的な考え方を示す条例の前文を計画の基本理念とし、以下の6つの基本理念のもと目標に向けて取り組みます。

- 1 子どもは、それぞれが一人の人間である
- 2 子どもは、権利の全面的な主体である
- 3 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- 4 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- 5 子どもは、国内外の子どもの相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- 6 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

基本目標 現状に合わせてこれまでの目標や理念を再度整理したものを計画の基本目標とします。

子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもの意見表明・参加の推進

子どもにやさしいまちづくりの実現

施策の方向 各施策の条例のなかでの位置付けを明確にするため、条例の各章の趣旨を示したものを施策の方向に位置付けます。

- 1 **広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援(条例第1章)**
子どもの権利に関する広報や、市民参加のもとに子どもの権利の啓発イベントなどを行います。
(例) 条例パンフレットの配布や講師派遣、市民参加による子どもの権利の日のつどいの実施など
- 2 **個別の支援(条例第2章)**
国籍や性別、障害等により差別や不利益を受けることがないように、子どもの置かれている状況に応じ、個別の支援を行うよう努めます。
(例) やさしい日本語による情報発信、各種相談事業など
- 3 **家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障(条例第3章)**
親に対する子育て支援、学校、保育園等の職員に対する研修、地域における子どもの活動の支援等を行います。
(例) 虐待未然防止事業、いじめ防止に向けた職員研修など
- 4 **子どもの参加(条例第4章)**
市政について子どもの意見を求めるほか、子ども向けの事業などにより子どもの参加を支援します。
(例) 子ども会議の開催、子どもを対象とした施設見学の実施、子ども運営委員会の開催など
- 5 **相談及び救済(条例第5章)**
子どもが気軽に相談できる環境をつくり、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。
(例) 人権オンブズパーソン子ども教室の実施、ホームページによる各種相談機関の広報など

重点施策 課題を踏まえ、特に重点的に取り組む必要があるものについては、重点施策として位置付けます。

- (1) **子どもの権利の理解を広める取組**
子どもの権利の理解は、施策全体の推進につながり基本目標達成に大きく寄与すると考えられるため
・子どもの権利の日のつどいの開催
・子どもの権利に関する週間における権利学習
・マンガを用いたリーフレットや、アニメによるDVD、絵本を活用し、対象範囲を広げた広報・啓発の実施 など
- (2) **子どもを権利侵害から守る取組**
虐待、体罰、いじめなどの権利侵害は早急に対応する必要があるため
・学校や保育園職員等を対象とした研修の充実
・こども本部、区役所、児童相談所の連携強化による虐待未然防止事業の推進
・乳幼児健診時の親等への支援・相談体制の周知 など
- (3) **居場所を失った子どもへの支援の取組**
子どもが「居場所」を失うことは、子どもの豊かな成長に影響を与えるため
・子どもの居場所としての施設において支援を充実
・子どもの居場所を具現化した子ども夢パークの広報を通じた、居場所という考え方やその役割についての広報・啓発 など

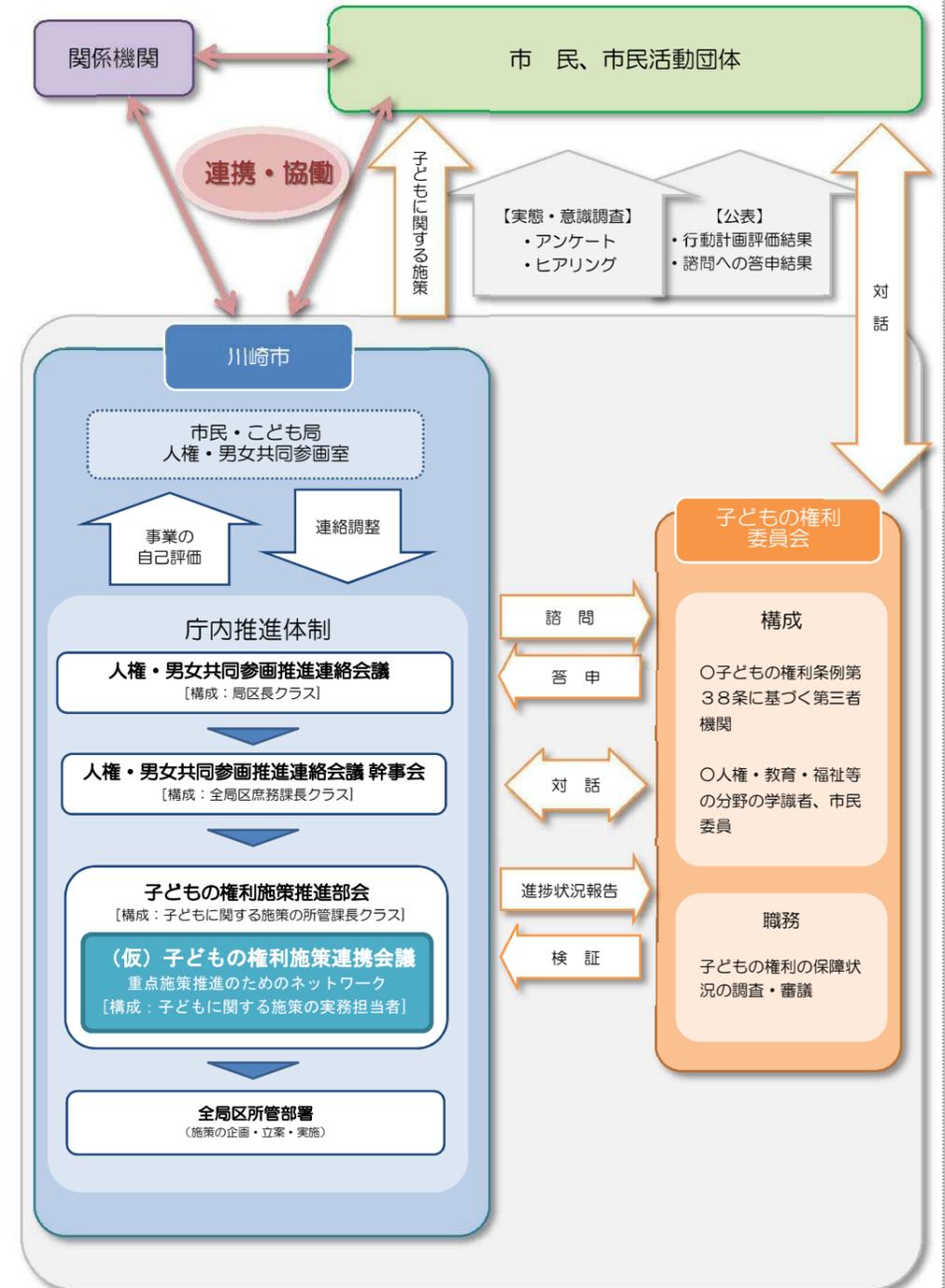
(仮) 子どもの権利施策連携会議

重点施策については、所管課において事業を推進するのみでなく、関係課の実務担当者による、定期的な情報交換や必要に応じた協議の場として(仮)子どもの権利施策連携会議を設けます。これにより組織横断的なネットワークを構築し、課題や情報の共有を図ることで、事業の即応性や実効性を高めて重点施策を推進します。



第4章 推進体制及び評価・検証

以下の推進体制により計画を実行し、評価・検証を行っていきます。



第4次川崎市

子どもの権利に関する行動計画

2014年度～2016年度

川 崎 市

2014（平成26）年3月



KAWASAKI CITY

もくじ

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的…………… (1)
- 2 計画策定の経緯と背景…………… (1)
- 3 計画の位置付け…………… (2)
- 4 計画の期間…………… (2)

第2章 これまでの取組の成果と課題

- 1 成果…………… (3)
- 2 課題…………… (6)

第3章 計画の基本的な考え方と体系

- 1 基本理念…………… (14)
- 2 体系図…………… (16)
- 3 基本目標…………… (18)
- 4 施策の方向…………… (20)
- 5 重点施策…………… (36)

第4章 推進体制及び評価・検証

- 1 庁内推進体制…………… (40)
- 2 市民、市民活動団体、関係機関との連携・協働…………… (41)
- 3 市による自己評価の実施…………… (41)
- 4 権利委員会による施策の検証の実施…………… (41)

- 資料編…………… (43)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）は、2001（平成13）年4月に施行した川崎市子どもの権利に関する条例（以下「子どもの権利条例」又は「条例」という。）第36条の規定に基づき、子どもの権利に関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的として策定しています。

2 計画策定の経緯と背景

子どもの権利条例は、1989（平成元）年国連で採択された「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」又は「条約」という。）」（日本は1994（平成6）年批准）に基づく国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例です。この条例は、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるためのものです。

国連の条約採択後、本市では虐待や体罰、いじめなどにより子どもたちが苦しんでいたことを背景に子どもは権利の主体であるという条約の理念を踏まえた条例の策定が求められ、1998年（平成10）年に「市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを」を合言葉に具体的な策定に向けて取組を始めました。約2年間で200回を超える会議や市民・子どもたちとの意見交換を行い、2000（平成12）年12月に条例を制定、2001（平成13）年4月に施行しました。

条例では、第38条で子どもに関する施策の効果・課題を客観的に検証する機関として人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成される川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の設置を定めています。市長は施策を進める上での参考にするために権利委員会へ諮問を行い、その答申の内容をこれまでの行動計画の基本目標や施策の方向などに反映させてきました。

諮問年と主な諮問事項	権利委員会	反映された行動計画
2001 子どもの参加	第1期	第1次（2005～2007年度）
2004 子どもの居場所と参加活動の拠点作り	第2期	第2次（2008～2010年度）
2007 子どもの相談及び救済	第3期	第3次（2011～2013年度）
2010 条例の広報・啓発	第4期	第4次＝本計画

第3期権利委員会への諮問事項「子どもの相談及び救済」における調査・審議の中では、虐待など深刻な権利侵害を受けながら子ども自らのSOS発信につながっていない実態が明らかになりました。また、条例施行後、子どもの権利保障の実態を把握するために、市と権利委員会とで川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（以下「実態・意識調査」という。）を3年ごとに実施し、条例の認知度の経年変化を追ってきましたが、第3回（2011（平成23）年実施）までの結果で低下傾向にあることがわかりました。

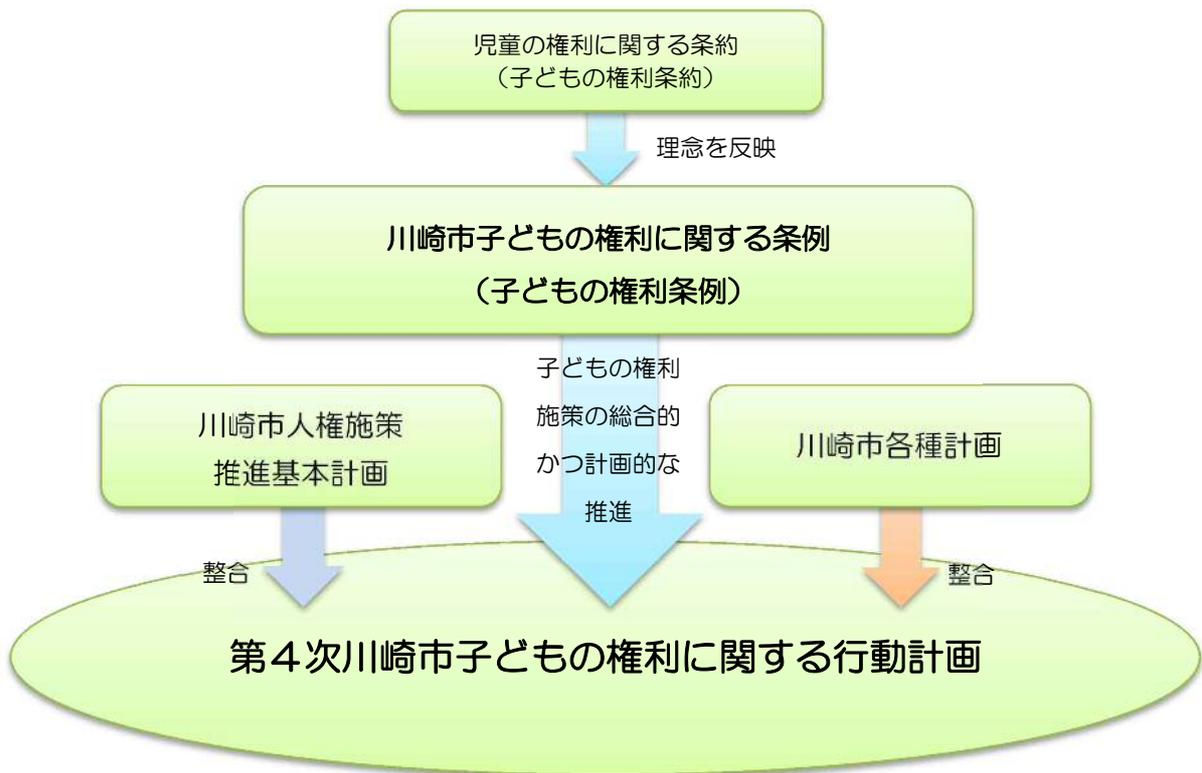
これを受けて条例の広報・啓発について諮問された第4期権利委員会は、その答申の中

で「子どもは条例を知ることによって初めて自分の持つ権利に気づいて行動することができる」とし、子どもの権利保障を推進する上では、市民の間での条例の認知と正しい理解が重要であることを述べました。第4次行動計画はこのような権利委員会の意見と児童虐待やいじめ問題などの現在の社会状況を踏まえ、条例の内容と計画に基づく各施策の関係性が明確になるように策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、国連の条約の理念を踏まえた条例の第36条に基づき策定しています。また、国の次世代育成支援対策推進法に基づく「かわさき子ども『夢と未来』プラン」、児童虐待のないまちづくりを推進し、児童家庭支援・児童虐待対策の強化・充実を図る「川崎市子育て支援・児童虐待対策推進基本計画」、教育の基本となる計画である「かわさき教育プラン」等の子どもに関わる各種計画や、総合的人権施策の推進を目的とした「川崎市人権施策推進基本計画」との整合性も踏まえて策定しました。

【第4次行動計画の関連図】



4 計画の期間

第4次行動計画の期間は、2014（平成26）年度から2016（平成28）年度の3年間としました。

2014（平成26）年度 ～ 2016（平成28）年度（3年間）

第2章 これまでの取組の成果と課題

1 成果

本市では、2001（平成13）年の条例施行以降、子どもの権利を保障するための各種制度を整備するとともに、組織再編・拡充により子どもの権利施策を推進してきました。次の5点が条例制定以降のおもな取組と第3次行動計画におけるおもな成果です。

（1）相談・救済の推進

条例制定以降のおもな取組	権利侵害からの相談・救済機関として、2002（平成14）年に「人権オンブズパーソン ¹ 」を設置するなど、これまで子どもの相談・救済に取り組んできました。
第3次行動計画における成果	2012（平成24）年に学校向け人権オンブズパーソン広報・啓発DVDを作成し、市立小・中学校等に配布しました。また、学校において人権オンブズパーソンの活動について紹介する「子ども教室」を引き続き実施し、いじめや友達とのトラブルなどの問題について子どもたちに話すなど、相談・救済制度を周知しました。

（2）子どもの参加の促進

条例制定以降のおもな取組	子どもが市政や施設の運営等に対して参加できる「学校教育推進会議 ² 」を2002（平成14）年に設置したほか、2003（平成15）年から子どもに市政について意見を求めるための「川崎市子ども会議 ³ 」を開催するなど、子どもの意見表明と参加を推進してきました。また、市のホームページ上に「こどもページ」 ⁴ を作成し、子どもの参加を支援しました。
第3次行動計画における成果	2013（平成25）年に市、行政区、中学校区における各子ども会議のこれまでの活動を集約したガイドブックを作成しました。これにより各子ども会議の活動に関する情報が共有され、子ども会議同士の交流が促進されるなど、子ども会議の活動が活性化しました。また、市のこどもページのほか、いくつかの区でもこどもページを開設し、地域の身近な情報を提供することで、子どもの参加の促進を図りました。

¹ 川崎市人権オンブズパーソン条例に基づき、子どもの権利侵害や男女平等に関する人権侵害について相談や救済の申し立てができる制度です。

² より開かれた学校をつくるために、学校教育法施行規則に定められた学校評議員制と、子どもの権利条例第33条に基づく仕組みである「定期的話し合う場」の機能をあわせ持ったものとして市立の学校に設置された会議です。学校の運営等について、保護者、地域住民、児童、教職員、有識者等への意見聴取と説明等を行います。

³ 条例に基づく会議で、子ども自身の自発的な運営により進められ、活動をとおり、子どもが主体的に子どもの意見をまとめています。また、まとめた子どもの意見は市長へ提出することができます。

⁴ 子どもを対象とした市のホームページのことで、子ども向けの事業や市に関する情報を子どもに分かりやすい表現で載せています。

(3) 子どもの居場所の拡充

条例制定以降のおもな取組	子どもが安心してありのままの自分でいられる場所、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点施設として、2003（平成 15）年に川崎市子ども夢パーク ⁵ を開設しました。
第 3 次行動計画における成果	不登校などの児童・生徒に対する指導を行う適応指導教室「ゆうゆう広場 ⁶ （たかつ）」を 2012（平成 24）年に増設して 6 施設とするなど、新たな子どもの居場所づくりを推進しました。

(4) 総合的な子ども施策の推進と地域との連携の充実

条例制定以降のおもな取組	2008（平成 20）年、子ども施策を一元化するため「市民局」を「市民・こども局」に変更し、新たに「こども本部」を設置することで、総合的な子ども施策の推進体制を整えました。 同時に、子どもに身近な地域における子ども・子育て支援を進めるために区役所に「こども支援室」を設置しました。
第 3 次行動計画における成果	区を中心とする地域における子ども・子育て支援に関わる市民や関係機関等のネットワークを充実させ、情報交換の場の確保や子育て支援のイベントを実施するなど、地域の実情に合わせた子ども、子育て施策を推進しました。

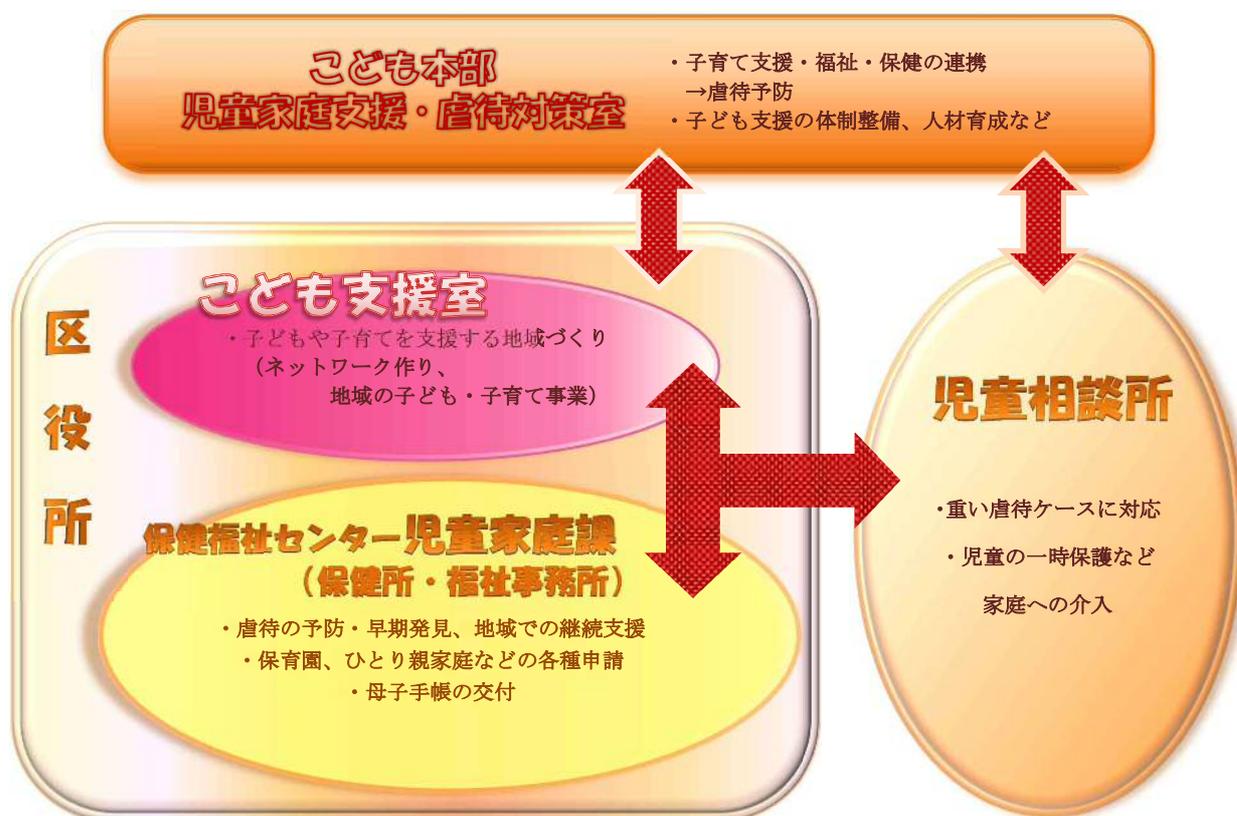
⁵ 条例の「子どもの居場所」、「子どもの活動拠点」を具現化する施策の 1 つとして設置された施設であり、運営方法や決め事、行事などは子どもの参加により決定しています。

⁶ 不登校等の子どもに対して教育相談、体験活動等により支援を行う事業及びその施設のことで、通称ゆうゆう広場と呼んでいます。

(5) 児童虐待に対する連携強化と相談・支援体制の充実

<p>条例制定以降のおもな取組</p>	<p>2007（平成19）年から、児童相談所に入所している子どもに対して、子どもの権利や相談方法を紹介した「子どもの権利ノート」を配布するなど、虐待を受けた子どもに対する権利保障に向けて取り組んできました。</p>
<p>第3次行動計画における成果</p>	<p>2012（平成24）年10月に虐待から子どもを守ることを目的とした「川崎市子どもを虐待から守る条例」が議員提案により制定されました。</p> <p>これを踏まえ、こども本部内に虐待への対策を行う「児童家庭支援・虐待対策室」を設置し、また、区役所においては保健、福祉、教育の各分野における専門職を配置した「児童家庭課」を設置しました。これにより、児童虐待に対する連携強化と相談・支援体制を充実させました。</p>

【虐待に対する組織連携イメージ】



2 課題

子どもの権利条例の制定以降、多くの取組が行われてきましたが、次のような課題が残されています。

(1) 条例の認知度について

これまでの実態・意識調査の結果、条例の認知度は条例制定時の2003（平成15）年に比べると2008（平成20）年まで低下傾向にあります。2011（平成23）年の調査では、より丁寧に調査するため、新たに「聞いたことはあるが内容はよくわからない」という回答項目を加えたため、過去の調査と一概に比較できませんが、子ども、おとな共におよそ6割が「知らない」という結果となっています。

権利委員会では「子どもは条例を知ることによって初めて自分の持つ権利に気づいて行動することができる」と述べています。子どもの権利保障を推進する上では、市民の間で条例が正しく理解され、条例に基づく各種事業が多くの市民、特に子どもに広く知ってもらうことが大変重要であり、条例の認知度の低下は大きな課題と言えます。

〔第4次行動計画への反映：推進施策（1）～（3）／P.20～21〕

表1

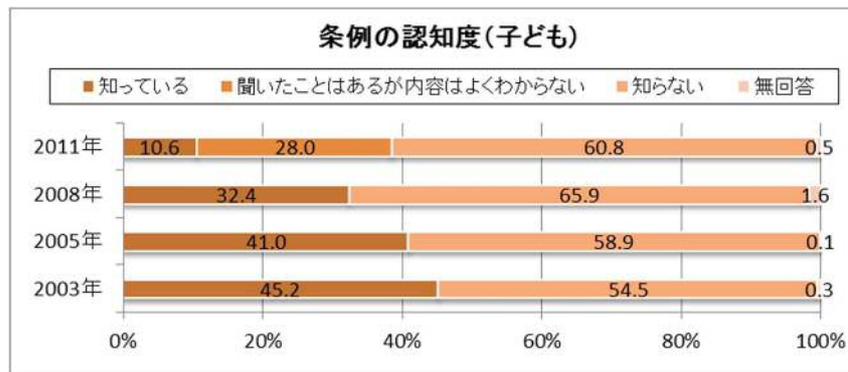
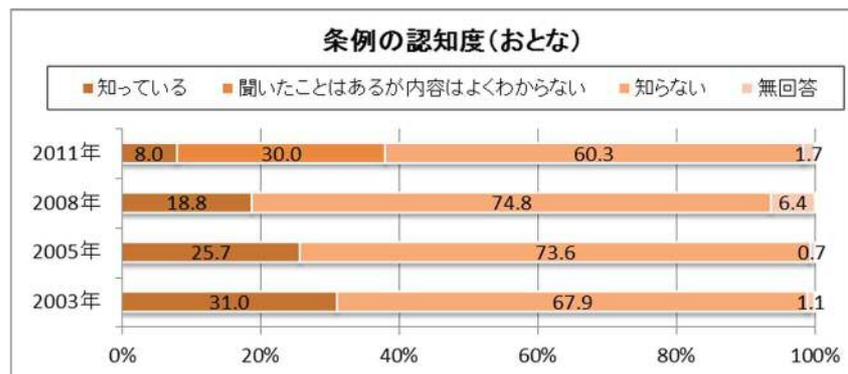


表2

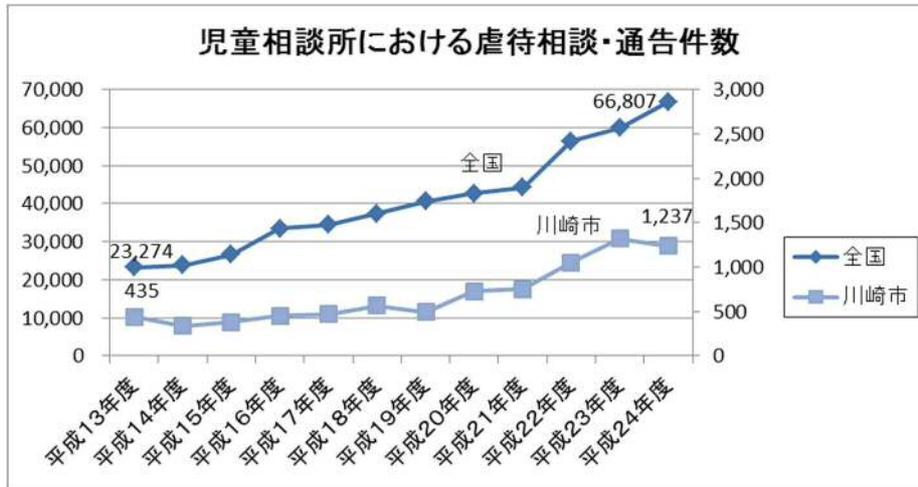


(注) 2011（平成23）年調査では、「知っている」、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」、「知らない」の3択
出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（2012（平成24）年3月発行）

(2) 児童虐待について

児童相談所における子どもの虐待相談・通告件数は全国的に増加しており、川崎市においても2001（平成13）年度の435件から2012（平成24）年度は1,237件と3倍近くに増加しています。さらには児童虐待による死亡事例も発生しています。

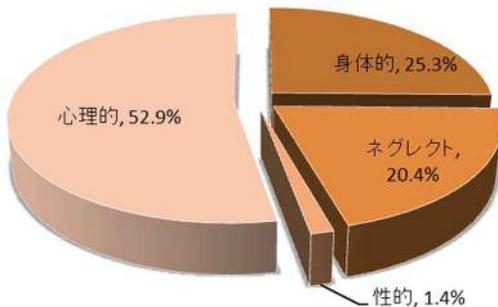
表 3



(注) 平成22年度の全国の件数は、福島県を除いて集計した数値です。平成24年度の全国の件数は、速報値を掲載しています。
 出典：「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書（2013（平成25）年8月発行）

種別虐待相談・通告件数割合

表 4



出典：「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書（2013（平成25）年8月発行）

虐待の種別に見ると、近年心理的虐待の増加が著しく、全体の5割を超えています。心理的虐待には配偶者間暴力（DV）の目撃、近隣からの泣き声通告も含まれております。子どもの面前での配偶者間暴力（DV）は、平成2004（平成16）年の児童虐待防止法改正から心理的虐待に分類されるようになりました。

年代別虐待相談・通告件数割合

表 5

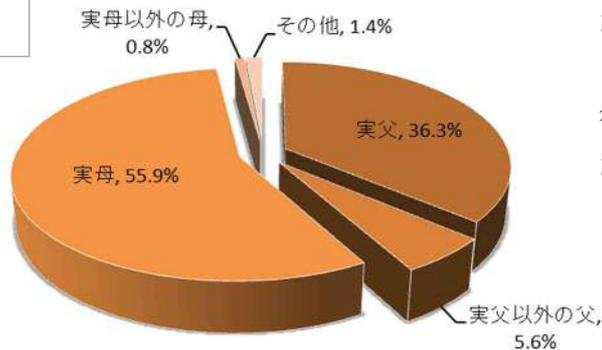


出典：「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書（2013（平成25年）8月発行）

年代別では0歳から就学前の未就学児が47.8%と半数近くを占め、次いで小学生は33.5%、中学生は12.8%となっており、虐待を受けている子どもの約8割は小学生以下となっています。

虐待者別虐待相談・通告件数割合

表 6



出典：「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書（2013（平成25）年8月発行）

また、虐待者別では、主な虐待者は実母が55.9%と最も多くなっています。子どもと接する時間が多く、子育て中の実母が虐待者となってしまう傾向が強いことがうかがえます。

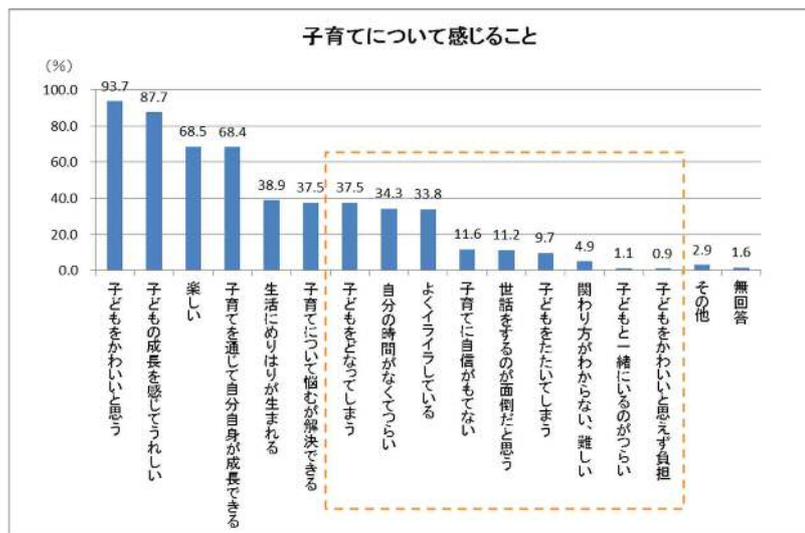
〔第4次行動計画への反映：推進施策（10）、（11）、（14）、（15）／P.25～27〕

（3）子育てに関する親等への支援について

子育てに関する意識調査において「子育てについて感じること」を調査したところ、多くは肯定的にとらえているものの、「子どもをどなってしまう」「自分の時間がなくてつらい」など、否定的にとらえる親も少なからずおり、子育てに関する精神的なストレスや負担が大きいという結果が表れています。これらは、条例で規定している子どもの「安心して生きる権利」の保障に影響を与え、虐待などにつながる可能性があります。子どもの権利を保障する上では、子育てをする親等に対する支援も進める必要があります。

〔第4次行動計画への反映：推進施策（7）、（8）、（9）／P.24～25〕

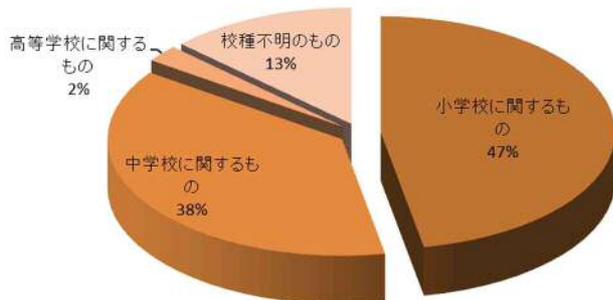
表 7



出典：川崎市子育てに関する意識調査（2012（平成24）年3月発行）

表 8

ホットラインにおける相談内容割合



出典：「川崎市体罰の実態把握に関する調査結果（第2次報告）について」（2013（平成25）年6月 報道発表資料）

（4）体罰について

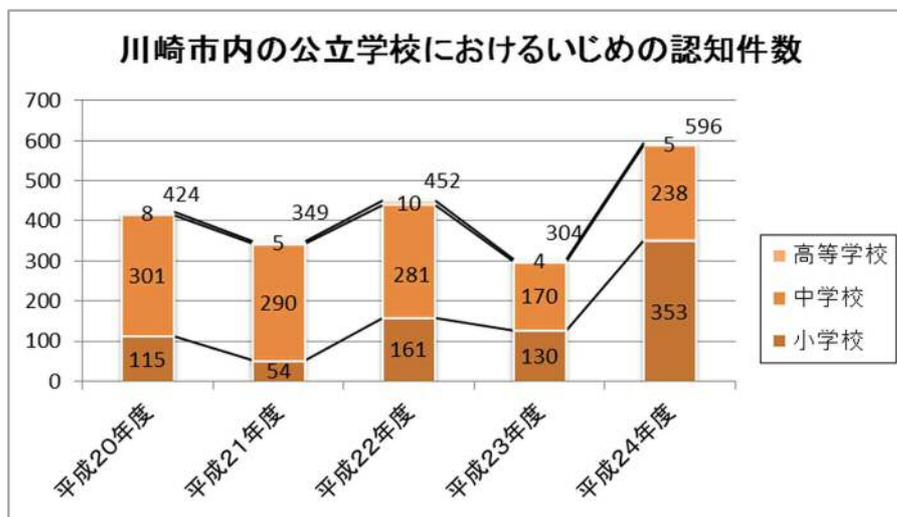
体罰については、他の自治体で発生した部活動中の体罰が背景と思われる高校生の自死事件をきっかけに、教育委員会が2012（平成24）年度の体罰の実態把握に関する調査を実施しました。調査結果では、体罰として処分該当事案3件が報告されています。市が実施した電話相談ホットラインにおいては、開始から35日間に85件もの電話相談が寄せられました。条例では体罰の禁止が明示されており、体罰のない指導の推進が求められます。

〔第4次行動計画への反映：推進施策（14）、（15）／P.27〕

（5）いじめについて

2012（平成24）年度の川崎市内の公立学校におけるいじめの認知件数は、過去5年間で最も多い596件でした。これは学校において、早期発見・早期対応を目指して、いじめと疑われるものまで丁寧に取り上げたためと捉えています。

表 9



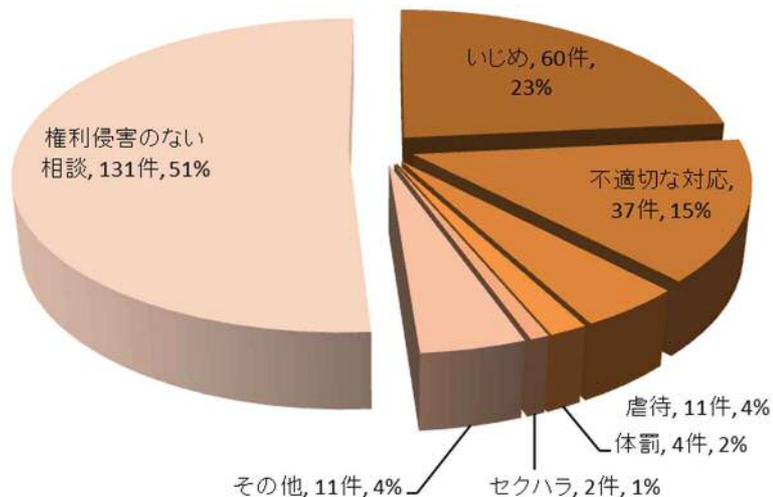
出典：文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（各年度）

一方、人権オンブズパーソンの相談内容においては、いじめは権利侵害のない相談を除いて最も件数の多い相談内容であったことから、今後も引き続きいじめに対する早期発見と早期対応への取組が必要です。

〔第4次行動計画への反映：推進施策（16）、（17）／P.28〕

人権オンブズパーソンにおける子どもの相談内容

表 1 0

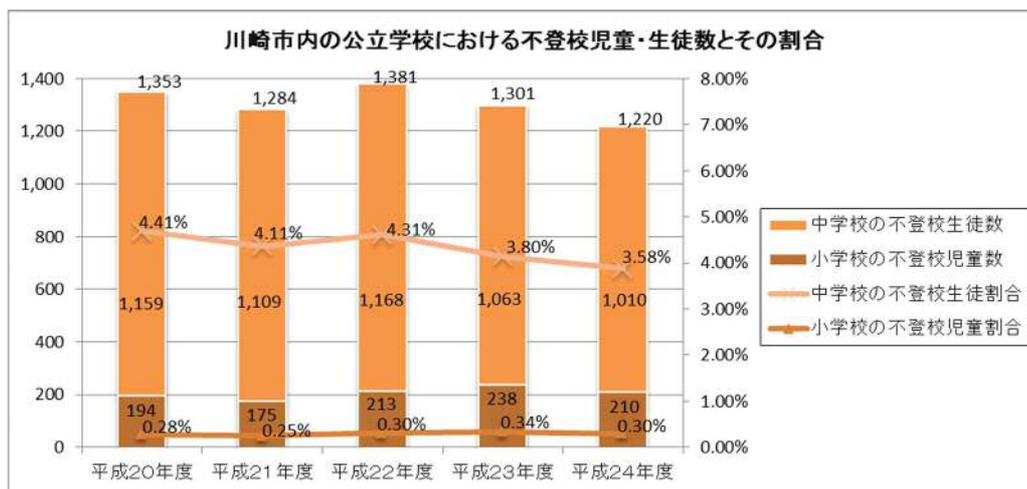


(注) 不適切な対応とは、学校等の不適切な対応に関する相談を示しています。
出典：川崎市人権オンブズパーソン平成24年度報告書（2013（平成25）年5月発行）

(6) 不登校等居場所⁷を失った子どもについて

2012（平成24）年度の川崎市内の公立学校における不登校児童・生徒数はここ5年間を見るとやや減少しています。また、本市の教育相談センター来所面接相談における不登校に関する相談も減少傾向にあります。

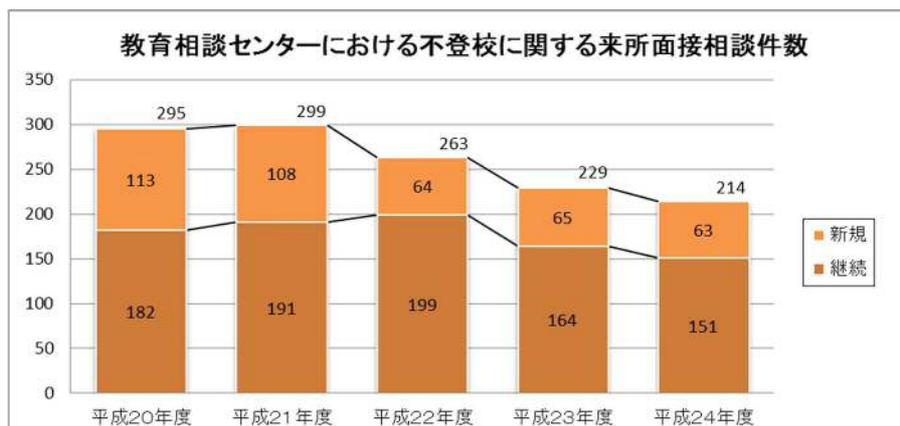
表 1 1



出典：文部科学省学校基本調査結果及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（各年度）

⁷ 条例では「ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、もしくは活動することは安心して人間関係を作り合うことができる場所」であり、子どもにとって大切であるとしています。なお、居場所を失った子どもとは、不登校の児童・生徒のほかに、生活の中で安心して自分らしく過ごせる場所のない子どもを含みます。

表 1 2



出典：川崎市総合教育センター事業報告書（各年度）

しかし、2012（平成 24）年度の川崎市内の公立学校における不登校児童・生徒割合を全国平均と比較すると、小学校においては大きな差はなかったものの、中学校における不登校生徒の割合は 3.58%であり、全国平均 2.70%と比較すると高い水準にあります。

＜2012（平成 24）年度公立小学校における不登校児童数の割合＞

表 1 3

	児童数	不登校児童数	不登校児童数の割合
全国	6,642,721人	21,067人	0.32%
川崎市	70,375人	210人	0.30%

＜2012（平成 24）年度公立中学校における不登校生徒数の割合＞

表 1 4

	生徒数	不登校生徒数	不登校生徒数の割合
全国	3,269,759人	88,239人	2.70%
川崎市	28,192人	1,010人	3.58%

出典：2012（平成 24）年度 文部科学省学校基本調査結果及び児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査から作成

本市では不登校児童・生徒をはじめとした子どもの居場所となる施設を設置しています。市内 6 か所に設置された適応指導教室「ゆうゆう広場」、高津区にある「フリースペースえん⁸」、川崎区と宮前区にある「こどもサポート⁹」などの施設を通じて中学生を中心とした居場所を失った子どもの支援を進める必要があります。

〔第 4 次行動計画への反映：推進施策（20）／P. 30〕

⁸ 学校外で多様に育ち、学ぶ場として川崎市子ども夢パーク内に設置された公設民営のフリースペースです。

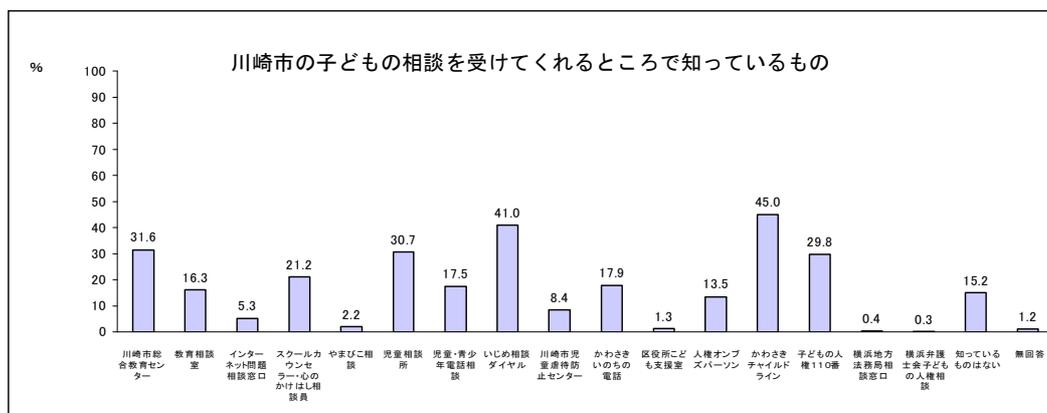
⁹ 区役所において実施している子どもの居場所提供事業またはその施設のことで、川崎区の旭町文化センターの一部を活用したこどもサポート旭町、宮前区の南野川小学校第 4 校舎の一部を活用したこどもサポート南野川の 2 つがあります。

(7) 相談機関・救済制度の利用について

相談・救済機関については、多くの子どもが知っているにも関わらず、必要なときに相談先として選択されないという結果が表れています。条例では虐待や体罰、いじめ等の権利侵害によって傷ついたり困ったりしている子どもを支えることが明示されています。子どもが相談しやすい環境づくりとして一層の相談機関の周知が求められます。

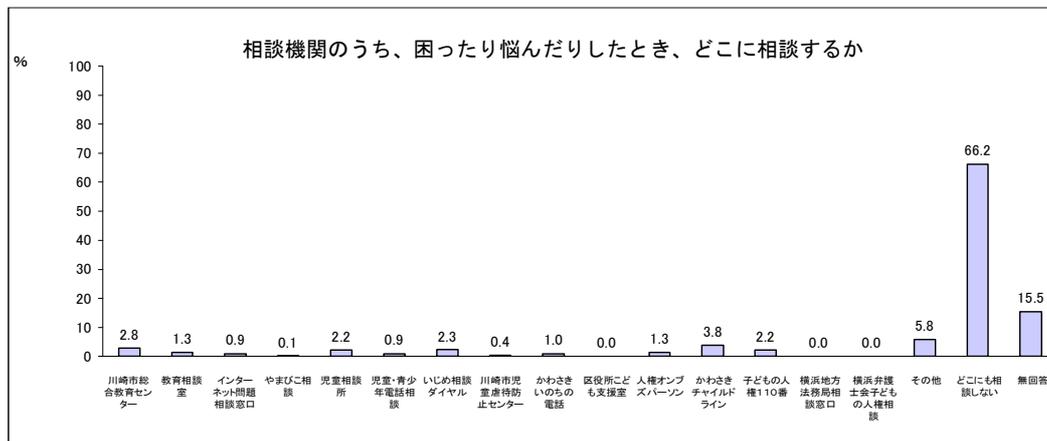
〔第4次行動計画への反映：推進施策（28）、（29）／P.35〕

表15



出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（2012（平成24）年3月発行）

表16



出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（2012（平成24）年3月発行）

～課題解決に向けて～

第3次行動計画によりこれまで一定の成果を得ることができましたが、今なお課題も残されています。これら各課題への対応については、第4次行動計画に反映し、解決に向けた取組を進めていきます。

また、こうした課題の根底には子どもやおとなの間での子どもの権利に対する理解の不足があると考えられます。条例に示される子どもの権利に関する基本的な考え方が理解されることは、子どもの権利保障を推進する上で重要であり、条例に基づく施策を多くの市民に知ってもらうことは全ての課題解決にかかわっています。

第3章 計画の基本的な考え方と体系

第2章で示した課題を解決に導くためには、子どもの権利保障を進めると同時に条例に示される子どもの権利に関する考え方が広く理解されることが必要です。そのため第4次行動計画では、条例に示される子どもの権利に関する基本的な考え方を踏まえ、条例の内容と計画に基づく各施策の関係が明確になるよう策定しました。

1 基本理念

＜計画の基本理念＞

- (1) 子どもは、それぞれが一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体である
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

第4次行動計画では、条例の前文全7段落のうち、子どもの権利保障を進める決意を宣言した7段落目を除く各段落の趣旨をまとめたものを基本理念としています。

子どもの権利条例の前文は、子ども及び子どもの権利に対する基本的な考え方を示しており、子どもの権利に関連する各施策を実施する上で欠かすことのできないものです。そのため、本計画は上記の6つの基本理念のもと目標に向けて取り組みます。

(1) 子どもは、それぞれが一人の人間である

まず、条例策定時の1999（平成11）年12月に開催された川崎子ども集会代表者会議において、川崎子ども集会のアピールである「一人ひとりの違いが個性として認められ、自分は自分であることを大切に」してほしい、「子どもをおとなより下の存在としてではなく一人の人間として平等にみてほしい」という願いが反映されたものとなっています。

(2) 子どもは、権利の全面的な主体である

子どもの権利条約では、子どもを「保護される対象（客体）」から「権利を行使する主体」として「子ども観」を転換しており、本条例においてもこれを条例の前提として位置付けています。そして、「子どもの最善の利益の確保」、「差別の禁止」、「子どもの意見の尊重」といった国際原則を条例の理念として明記しています。

(3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる

子どもの権利が守られ、行使されて初めて実現される「豊かな子ども時代」について触れ、さらに、条例策定時の議論の中で大きな関心を集めた「権利の相互尊重」について、子どもたちからの要望を入れる形で位置付けられました。

(4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである

児童憲章¹⁰では、子どもを「社会の一員」として重んぜられるとしていますが、条例においても、今の社会に生きる同じ人間同士という視点で子どもとおとなの対等性を表現しています。

(5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている

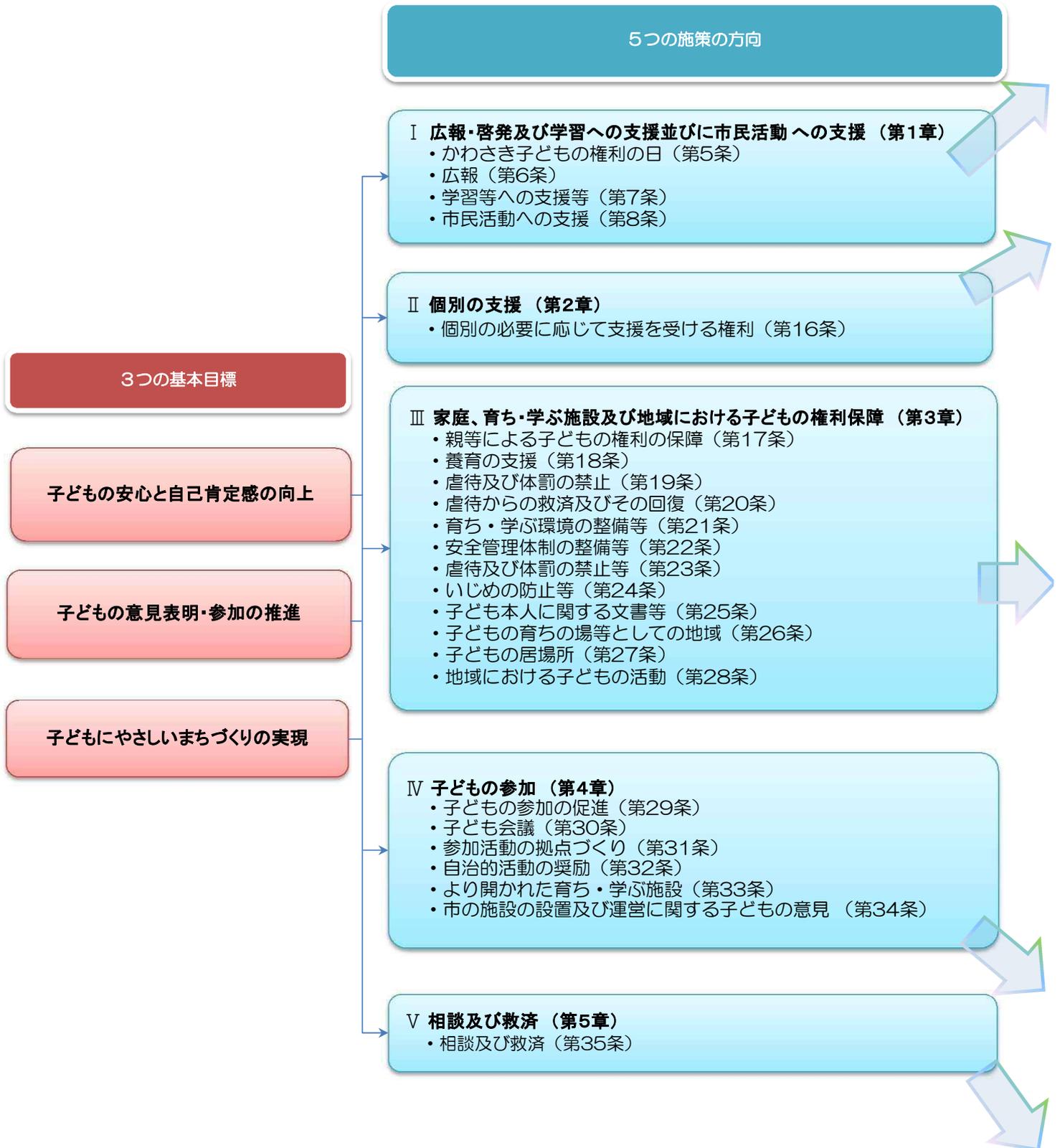
条約が重視する世界中の子どもの権利保障に向けての本市における子どもの役割を表しています。

(6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

最後に、「子ども最優先」という国際原則を挙げながら、市による子どもの権利保障の取組の重要性を示しています。市は、子どもにとって必要な権利が保障されるよう施策を実施する必要があります。

¹⁰ 日本国憲法の精神に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るため、1951（昭和26）年に制定された憲章（国の重要な原則）です。

第4次行動計画では基本理念を踏まえ、次のとおり3つの基本目標と5つの施策の方向、29の推進施策、42の具体的な取組を配置しました。また、推進施策の中でも、特に重点的に取り組む3つを重点施策として位置付けています。この体系に基づき、事業を実施します。



29の推進施策

<重点施策>

- (1) 子どもの権利の理解を広める取組(第5・6・7条関連)
- (2) 子どもを権利侵害から守る取組(第19・20・23・24条関連)
- (3) 居場所を失った子どもへの支援の取組(第27条関連)

42の具体的な取組

- (1) 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるための事業を、かわさき子どもの権利の日(11月20日)の前後に市と市民の協働のもとに行います。*重点施策(1)
- (2) 子どもへの権利に対する市民の理解を深めるための広報を行います。*重点施策(1)
- (3) 子どもへの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。*重点施策(1)
- (4) 子どもへの権利の保障に努める市民及び民間NPO・NGO等の団体の活動に対し、連携及び支援を行います。

①
⑥

→ P.20~

- (5) 国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。
- (6) 様々な状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会を推進します。

⑦
⑪

→ P.22~

- (7) 親等に対し、子どもへの権利の保障に関する必要な支援を行います。
- (8) 親等に対し、子どもへの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。
- (9) 事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方やその職場環境に関する啓発を行います。
- (10) 親等による虐待及び体罰の未然防止及び予防に向けた啓発活動の充実に努めます。*重点施策(2)
- (11) 虐待を受けた子どもの早期発見及びその子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のため、その支援を行います。*重点施策(2)
- (12) 子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境を整備します。
- (13) 育ち・学ぶ施設における安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。
- (14) 育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。*重点施策(2)
- (15) 育ち・学ぶ施設において、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。*重点施策(2)
- (16) 育ち・学ぶ施設において、いじめの防止を図るため、子どもに対しては子どもの権利の啓発を行い、施設の職員に対しては、研修を行います。*重点施策(2)
- (17) 育ち・学ぶ施設において、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。*重点施策(2)
- (18) 育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。
- (19) 子どもへの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。
- (20) ありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる子どもの居場所を支援します。*重点施策(3)
- (21) 地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

⑫
⑳

→ P.24

- (22) 子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの活動への参加を支援します。
- (23) 市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援を行います。
- (24) 子どもだけでなく安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。
- (25) 育ち・学ぶ施設における子どもの自主的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。
- (26) 育ち・学ぶ施設が子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。
- (27) 子どもへの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くよう努めます。

⑳
④①

→ P.31~

- (28) 相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できるような環境づくりに努めます。
- (29) 関係機関と連携し、子どもへの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

④①
④②

→ P.35

3 基本目標

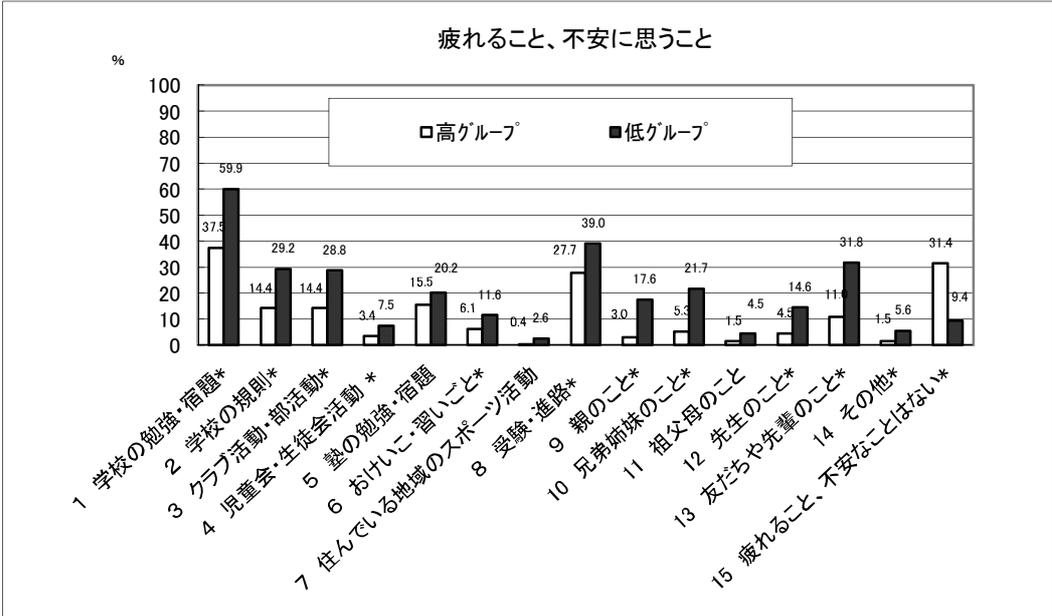
本計画の基本理念を踏まえながら、第3次行動計画の理念や目標を現状に従い再度整理し、子どもの権利を保障する上で目指すべき3つを基本目標としました。

子どもの安心と自己肯定感¹¹の向上

「子どもが安心して生きる権利」の保障は、子どもがそのかけがえのない価値と尊厳を守られ、豊かな子ども時代を送る上でもっとも大切なことです。

また、実態・意識調査によると、自己肯定感などを表す自己評価度が高いグループは、低いグループと比較して「疲れること、不安なことはない」と答える子どもが多いという結果が表れており、子どもの心身の状態と自己肯定感には相関関係があることが分かっています。子どもがあらゆる差別を受けず、虐待や体罰、いじめ等から守られ、子どもが安心して生活し、自己肯定感を持てるよう取り組みます。

表 19



出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（2012（平成24）年3月発行）

¹¹ 「ありのままの」自分を肯定的にとらえ、自分を好きになり、大切に思う気持ちのことを言います。

子どもの意見表明・参加の推進

子どもの権利を保障する上では、様々な場面で子どもの意見表明と参加を促進し子どもの意見を取り入れる必要があります。

子どもが生活する場面に応じて意見を表明することとは、単に意見を聴く機会の保障ではなく、いかにして子どもの意見を尊重し活かしていけるかということです。

子どもがおとなに一方的に決められるままではなく、まわりに自発的に働きかけ自主的に行動できること、どこでも何に対しても参加できることで、おとなとともに社会を構成するパートナーとして未来の社会の担い手として育つことができます。そのため、あらゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。

子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの権利を保障する上では、子どもが豊かに育つことができるよう環境を整える必要があります。

一人の人間として子どもの尊厳が認められ個性や他者との違いが認められるまち、子どもが愛情と理解をもって生まれ、安心して生活することができるまち、子どもが悩んだり困ったりしたときにいつでもどこでも相談ができ、いきいきと育つことができるまち、川崎市は子どもの笑顔が、学校に、街角に、家庭にあふれる、そんな「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。

4 施策の方向

施策が条例のどの条文に基づいて実施されているかが分かるよう、各施策と条例との関係性を明確にしました。そのため、施策の方向では、条例の第1章から第5章の趣旨を示した5項目を設け、その下に条例の条文に基づく29の推進施策、42の具体的な取組を配置しました。また、推進施策のうち特に重点的に取り組む必要のあるものは重点施策と位置付けました。この体系に基づき各所管課による事業が実施されます。

施策の方向 I

広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への支援（条例第1章）

該当条文：「かわさき子どもの権利の日¹²（第5条）」

推進施策（1）・・・*重点施策(1)子どもの権利の理解を広める取組

市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるための事業を、かわさき子どもの権利の日（11月20日）の前後に、市と市民の協働のもとに行います。

1

具体的な取組

かわさき子どもの権利の日の前後において、市民参加のもと、かわさき子どもの権利の日のつどいをはじめとした子どもの権利についての広報・啓発活動を実施します。また、子どもの権利に関する週間を中心に、子どもの権利学習を推進します。

おもな所管

市民・こども局
教育委員会事務局

該当条文：「広報（第6条）」

推進施策（2）・・・*重点施策(1)子どもの権利の理解を広める取組

子どもの権利に対する市民の理解を深めるための広報を行います。

2

具体的な取組

子どもの権利に関する理解を深めるため、条例パンフレットの配布や研修会等への講師派遣などにより、広報・啓発を行います。

おもな所管

市民・こども局
教育委員会事務局

12 条例では、国連で条約が採択された11月20日をかわさき子どもの権利の日としており、広く子どもの権利についての関心と理解を深めるために市民と協力して各種事業を行います。

該当条文：「学習等への支援等（第7条）」

推進施策（3）・・・＊重点施策（1）子どもの権利の理解を広める取組
子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。

3 具体的な取組

親等を対象とした家庭教育、子どもの権利に関する週間をはじめとする学校教育、市民館での人権学習などの社会教育により、子どもの権利についての学習等を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

4

子どもの権利に関する認識を深めるため、権利条例の意義について学校や施設職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係する者に対して、研修を行います

市民・こども局
こども本部
教育委員会事務局

5

川崎市子ども会議や行政区・中学校区子ども会議の開催により、子どもの自主的な権利学習を支援します。

教育委員会事務局

該当条文：「市民活動への支援（第8条）」

推進施策（4）

子どもの権利の保障に努める市民及び民間NPO・NGO等の団体の活動に対し、連携及び支援を行います。

6 具体的な取組

区が構築する地域のネットワーク等により、子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関への情報提供を充実させるとともに、連携を進めます。

おもな所管

区役所

施策の方向Ⅱ
個別の支援（条例第2章）

該当条文：「個別の必要に応じて支援を受ける権利（第16条）」

推進施策（5）

国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもが置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。

7 具体的な取組

国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語による情報発信を行うほか、外国人母子保健サービス支援等を行うよう努めます。

おもな所管

こども本部
区役所
教育委員会事務局

8

性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画に関する学習や思春期精神保健相談等の各種相談事業により子どもに対して必要な支援を行うよう努めます。

こども本部
区役所
教育委員会事務局

9

身体障害や知的障害、発達障害をはじめとした障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会復帰に向けた支援等、必要な支援を行うよう努めます。

こども本部
区役所
教育委員会事務局

10

児童養護施設等に入所する子どもへの子どもの権利ノートの配布等による情報提供や、不登校の子どもへの適応指導教室等、必要な支援を行うよう努めます。

こども本部
区役所
教育委員会事務局

推進施策（6）

様々な状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会を推進します。

11

具体的な取組

外国籍や障害など様々な状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重されるよう市民に対する啓発を行います。また、いじめや不登校の未然防止のための「かわさき共生＊共育プログラム」などによる、学校での教育を推進します。

おもな所管

市民・こども局
健康福祉局
教育委員会事務局

施策の方向Ⅲ

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

該当条文：「親等による子どもの権利の保障（第17条）」

推進施策（7）

親等に対し、子どもの権利の保障に関する必要な支援を行います。

12 具体的な取組

子どもの権利が保障されるよう、条例パンフレットの配布や、研修、講演会への講師派遣等により、親等に対して子どもの権利に関する啓発を行います。

おもな所管

市民・こども局
教育委員会事務局

該当条文：「養育の支援（第18条）」

推進施策（8）

親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。

13 具体的な取組

ガイドブックの配布等による子育てに関する情報提供や、各種相談事業など、育ち・学ぶ施設及び関係機関において、子どもの養育に関する必要な支援を行います。

おもな所管

こども本部
区役所
教育委員会事務局

14 ※

ひとり親や、障害のある子ども等、個別の支援を必要とする子どもを持つ親等に対し、各種相談事業や子ども発達支援事業等により養育を支援します。

こども本部
健康福祉局
区役所

※は、第4次行動計画において新たに位置付けた取組

推進施策（9）

事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方やその職場環境に関する啓発を行います。

15 ※ 具体的な取組

仕事を持つ親等が安心して子育てしやすいよう、事業者や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行います。

おもな所管

市民・こども局
こども本部

該当条文：「虐待及び体罰の禁止（第19条）」

推進施策（10）・・・※重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

親等による虐待及び体罰の未然防止及び予防に向けた啓発活動の充実に努めます。

16 ※ 具体的な取組

児童相談所、区役所及び地域の関係機関との連携により、虐待につながる可能性のある事例を早期に把握し、発生を未然に防ぎます。

おもな所管

こども本部
区役所

17

親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発を行います。

こども本部
区役所

※は、第4次行動計画において新たに位置付けた取組

該当条文：「虐待からの救済及びその回復（第20条）」

推進施策（11）・・・*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

虐待を受けた子どもの早期発見及びその子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のため、その支援を行います。

18 具体的な取組

児童家庭相談や24時間電話相談をはじめとした各種相談事業や、児童相談所、区役所及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。

おもな所管

こども本部
区役所

該当条文：「育ち・学ぶ環境の整備等（第21条）」

推進施策（12）

子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境を整備します。

19 具体的な取組

学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備します。

おもな所管

こども本部
教育委員会事務局

該当条文：「安全管理体制の整備等（第22条）」

推進施策（13）

育ち・学ぶ施設における安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。

20 具体的な取組

学校や保育園においてバリアフリー化やボランティアの導入等、子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるよう安全管理体制を整備します。

おもな所管

こども本部
教育委員会事務局

該当条文：「虐待及び体罰の禁止等（第23条）」

推進施策（14）・・・*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。

21 具体的な取組

条例パンフレット及び虐待防止に関する啓発資料等の配布や各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。

おもな所管

市民・こども局
こども本部
教育委員会事務局

推進施策（15）・・・*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

育ち・学ぶ施設において、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

22 具体的な取組

育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。

おもな所管

こども本部
教育委員会事務局

該当条文：「いじめの防止等（第24条）」

推進施策（16）・・・*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

育ち・学ぶ施設において、いじめの防止を図るため、子どもに対しては子どもの権利の啓発を行い、施設の職員に対しては研修を行います。

23 具体的な取組

子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。

おもな所管

教育委員会事務局

24

育ち・学ぶ施設における様々な職種の職員に対し、個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行います。

市民・こども局
こども本部
教育委員会事務局

推進施策（17）・・・*重点施策(2)子どもを権利侵害から守る取組

育ち・学ぶ施設において、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

25 具体的な取組

学校等において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。

おもな所管

教育委員会事務局

該当条文：「子ども本人に関する文書等（第25条）」

推進施策（18）

育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。

26 ※ 具体的な取組

学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等を、個人情報保護条例に基づき適切に管理し、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。

おもな所管

こども本部
教育委員会事務局

該当条文：「子どもの育ちの場等としての地域（第26条）」

推進施策（19）

子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。

27 ※ 具体的な取組

安全・安心なまちづくりに向け、子どもを対象とした交通安全推進事業等の開催により、子どもの取り巻く環境を整備します。また、地域子育て支援センターや地域教育会議により地域の子育て環境や教育環境を整備します。

おもな所管

市民・こども局
区役所
教育委員会事務局

※は、第4次行動計画において新たに位置付けた取組

該当条文：「子どもの居場所（第27条）」

推進施策（20）・・・*重点施策(3)居場所を失った子どもへの支援の取組
ありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係
をつくり合うことができる子どもの居場所を支援します。

28 具体的な取組

不登校等の子どもの居場所として、市民及び関係
団体との連携を図り、子どもが安心してくつろげる
場所の確保や施設事業について支援を行います。

おもな所管

こども本部
区役所
教育委員会事務局

29

子どもの居場所についての考え方及び役割等
について、広報します。

市民・こども局
こども本部
教育委員会事務局

該当条文：「地域における子どもの活動（第28条）」

推進施策（21）

地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

30 具体的な取組

行政区、中学校区の子ども会議により地域におけ
る子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努め
ます。

おもな所管

教育委員会事務局

施策の方向Ⅳ

子どもの参加（条例第4章）

該当条文：「子どもの参加の促進（第29条）」

推進施策（22）

子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの活動への参加を支援します。

31 具体的な取組

子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。

おもな所管

教育委員会事務局

32

育ち・学ぶ施設、その他活動の拠点となる場の運営等について、子ども運営会議や生徒会活動等、子どもが構成員として参加し、意見表明することを支援します。

こども本部
教育委員会事務局

33

文化やスポーツなど、地域において子どもが活動に参加することを支援します。

市民・こども局
こども本部

34

各種子ども教室や施設見学等により様々な社会体験ができるよう、子ども向けの事業を実施します。また、それらの情報を集約し、ホームページ等において子どもに分かりやすく提供します。

全局

該当条文：「子ども会議（第30条）」

推進施策（23）

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援を行います。

35

具体的な取組

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援します。

おもな所管

教育委員会事務局

36

川崎市子ども会議と、行政区、中学校区子ども会議との交流を支援し、活動の促進を図ります。

教育委員会事務局

該当条文：「参加活動の拠点づくり（第31条）」

推進施策（24）

子どもだけで安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。

37

具体的な取組

子どもだけで安心して自由に利用できる子ども夢パークにおいて、こどもゆめ横丁など子どもが自主的、自発的に参加する活動を支援します。

おもな所管

こども本部

該当条文：「自治的活動の奨励（第32条）」

推進施策（25）

育ち・学ぶ施設における子どもの自主的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。

38

具体的な取組

学校における生徒会活動等、子どもの自主的な活動を支援し、子どもの意見等が施設運営に反映されるよう努めます。

おもな所管

教育委員会事務局

該当条文：「より開かれた育ち・学ぶ施設（第33条）」

推進施策（26）

育ち・学ぶ施設が子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。

39

具体的な取組

学校教育推進会議等、学校や保育園等において、子どもと親等やその他地域住民に対し、施設の運営について説明し、定期的に話し合う場を提供し、開かれた施設づくりを推進します。

おもな所管

こども本部
区役所
教育委員会事務局

該当条文：「市の施設の設置及び運営に関する 子どもの意見（第34条）」

推進施策（27）

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くよう努めます。

40

具体的な取組

子ども夢パークやこども文化センター等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、子ども運営委員会を組織し、定期的に子どもの意見を聴くよう努めます。

おもな所管

こども本部

施策の方向V

相談及び救済（条例第5章）

該当条文：「相談及び救済（第35条）」

推進施策（28）

相談・救済を必要とする子どもが気軽に人権オンブズパーソンに相談できる環境づくりに努めます。

41 具体的な取組

子どもが安心して気軽に相談できるよう、相談カードの配布や子ども教室の実施等を行います。

おもな所管

市民オンブズマン事務局

推進施策（29）

関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

42 具体的な取組

相談・救済機関について、ホームページ等により子どもが安心して気軽に相談できるよう広報を行うとともに、関係機関及び団体と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

おもな所管

こども本部
区役所
市民オンブズマン事務局
教育委員会事務局

5 重点施策

第2章で述べた課題を踏まえ、推進施策の中で特に重点的に取り組む必要があるものについては、第4次行動計画の計画期間（2014（平成26）年度から2016（平成28）年度）である3年間において重点施策と位置付けました。

また、これらについては所管課において事業を推進するのみでなく、関係課の実務担当者による、定期的な情報交換や必要に応じた協議の場として（仮）子どもの権利施策連携会議を設けます。これにより組織横断的なネットワークを構築し、課題や情報の共有を図ることで、事業の即応性や実効性を高めて重点施策を推進します。

(1) 子どもの権利の理解を広める取組（条例第5・6・7条関連）

子どもの権利に関する理解を広げることは施策全体の推進につながり、積極的に取り組むことにより、基本目標達成に大きく寄与するものと考えられるため重点施策として位置付けました。

これらの取組としてはこれまで、子どもの権利の啓発イベントである「かわさき子どもの権利の日のつどい¹³」の開催や、「子どもの権利に関する週間¹⁴」を中心とした学校での子どもの権利学習、条例のパンフレット等の配布を実施してきました。

しかし、条例の認知度が低下傾向にあることから、これまで子どもの権利委員会や庁内関係部署において広報・啓発の拡充に向けた検討がされてきました。今後はその結果を踏まえて、広報・啓発の範囲を拡大します。

具体的には、平成25年度に試行で小学生全学年へ配布した、マンガを用いたリーフレットを検証の上、今後継続して配布・活用するほか、子どもにも分かりやすいアニメによる動画を制作し、動画サイトへの掲載や関係機関へのDVDの配布により広報・啓発に活用します。また、乳幼児の親子向けに子どもの権利についてやさしく説明した絵本を新たに作成し、広報・啓発の対象年齢層の拡大に取り組みます。

¹³ 11月20日のかわさき子どもの権利の日の前後に実施する子どもの権利の理解を広めるためのイベントです。

¹⁴ 学校において子どもの権利学習を推進すると同時に、より開かれた学校づくりの一環として学校の活動を地域に公開する週間で、かわさき子どもの権利の日を中心に実施しています。

< 該当施策 >

推進施策	具体的な取組	
(1)	①	かわさき子どもの権利の日の前後において、市民参加のもと、かわさき子どもの権利の日のつどいをはじめとした子どもの権利についての広報・啓発活動を実施します。また、子どもの権利に関する週間を中心に、学校での子どもの権利学習を推進します。
(2)	②	子どもの権利に関する理解を深めるため、条例パンフレットの配布や研修会等への講師派遣などにより、広報・啓発を行います。
(3)	③	親等を対象とした家庭教育、子どもの権利に関する週間をはじめとする学校教育、市民館での人権学習などの社会教育により、子どもの権利についての学習等を推進します。
	④	子どもの権利に関する認識を深めるため、権利条例の意義について学校や施設職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係する者に対して、研修を行います。
	⑤	川崎市子ども会議や行政区・中学校区子ども会議の開催により、子どもの自主的な権利学習を支援します。

(2) 子どもを権利侵害から守る取組（条例第19・20・23・24条関連）

虐待、体罰、いじめをはじめとする権利侵害は、子どもを身体的、精神的に追い詰め不登校や自死等への要因にもなり、早急に対応する必要があることから重点施策として位置付けました。

これらの権利侵害については、子どもに対する各種相談カードの配布や、学校や保育園職員等を対象とした研修などの充実により、子どもを権利侵害から守ります。

また、虐待については「川崎市子どもを虐待から守る条例」が2013（平成25）年4月から施行されたことを踏まえて、組織整備によりこども本部、児童相談所、区役所間の連携を強化し、相談・支援体制を充実させました。今後は、整備された組織間の連携により、虐待につながる可能性のある事例を事前に把握するなど虐待の未然防止をさらに推進するほか、乳幼児健診の場で条例や相談・支援機関に関する広報資料を配布するなどして、親等への虐待防止啓発について取り組みます。

<該当施策>

推進施策	具体的な取組
(10)	⑯ 児童相談所、区役所及び地域の関係機関との連携により、虐待につながる可能性のある事例を早期に把握し、発生を未然に防ぎます。
	⑰ 親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発を行います。
(11)	⑱ 児童家庭相談や24時間電話相談をはじめとした各種相談事業や、児童相談所、区役所及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。
(14)	⑲ 条例パンフレット及び虐待防止に関する啓発資料等の配布や各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。
(15)	⑳ 育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。
(16)	㉓ 子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。
	㉔ 育ち・学ぶ施設における様々な職種の職員に対し、個々の業務に即した内容で、いじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行います。
(17)	㉕ 学校等において、各種相談カードの配布や、スクールカウンセラーの配置等、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。また、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行います。

(3) 居場所を失った子どもへの支援の取組（条例第27条関連）

条例第27条では、子どもにはありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができるような「居場所」が大切であるとしています。居場所を失った子どもとは、不登校の児童・生徒のほかに生活の中で安心して自分らしく過ごせる場所のない子どもを示しています。子どもが居場所を失うことは、精神的に不安定な状態となり、子どもの豊かな成長に影響を与えることから、重点施策として位置付けました。

これらについては、子どもが安心できる居場所として設置された適応指導教室「ゆうゆう広場」や、「こどもサポート」、「フリースペースえん」などの施設において支援を行っていますが、今後は(仮)子どもの権利施策連携会議等により課題や情報を共有し、支援の充実を図ります。また、条例第27条により「子どもの居場所」を具現化した子ども夢パークの広報を通じて、「居場所」という考え方やその役割について理解を広めます。

<該当施策>

推進施策	具体的な取組	
(20)	⑳	不登校等の子どもの居場所として、市民及び関係団体との連携を図り、子どもが安心してくつろげる場所の確保や施設事業について支援を行います。
	㉑	子どもの居場所についての考え方及び役割等について、広報します。

第4章 推進体制及び評価・検証

以下のような推進体制により計画を実行し、評価・検証を行っていきます。

1 庁内推進体制

(1) 全庁的な調整・連携体制

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議（局長クラスで構成）、同幹事会（全局区の庶務課長クラスで構成）、同子どもの権利施策推進部会（子どもの施策の所管課長で構成）により子どもの権利施策に関する全庁的な連絡調整を行うとともに、さらにその下部組織として（仮）子どもの権利施策連携会議（子どもの施策の実務担当者で構成）を新たに設けることで、重点施策をはじめとする子どもに関する施策の総合的・横断的な連携を図り、子どもの権利保障を推進します。

(2) 総合的な子ども支援施策及び地域に根差した子育て支援の推進体制

市民・こども局、こども本部を中心に子ども支援に関する調整や子どもの成長に合わせた支援を一体的に推進します。また、地域の子ども支援拠点である区役所のこども支援室を中心に、市民活動団体や関係機関と連携して、地域での子育てイベントの実施など、地域に根差した子育て支援を推進します。

(3) 虐待に対する体制

児童虐待防止に向けた取組を進めるため、2012（平成24）年10月に議員提案により「川崎市子どもを虐待から守る条例」が制定され、翌年4月から施行されました。

これを踏まえ、2013（平成25）年4月からこども本部内に虐待への対策を行う「児童家庭支援・虐待対策室」を設置しました。また、区役所においては福祉、保健、教育の各分野における専門職を配置した「児童家庭課」を設置するなど、虐待への対策強化のための体制を整備しました。今後はこども本部、児童相談所、区役所間の連携により虐待につながる事例を事前に把握するなど、虐待の未然防止をさらに推進します。

2 市民、市民活動団体、関係機関との連携・協働

子どもや親等と地域住民が学校の運営について協議する地域教育会議や、市民参加のもと子どもの権利の啓発を行うイベントであるかわさき子どもの権利の日事業等、市民や市民活動団体、関係機関と連携・協働し、実効性のある子どもの権利施策を推進します。

3 市による自己評価の実施

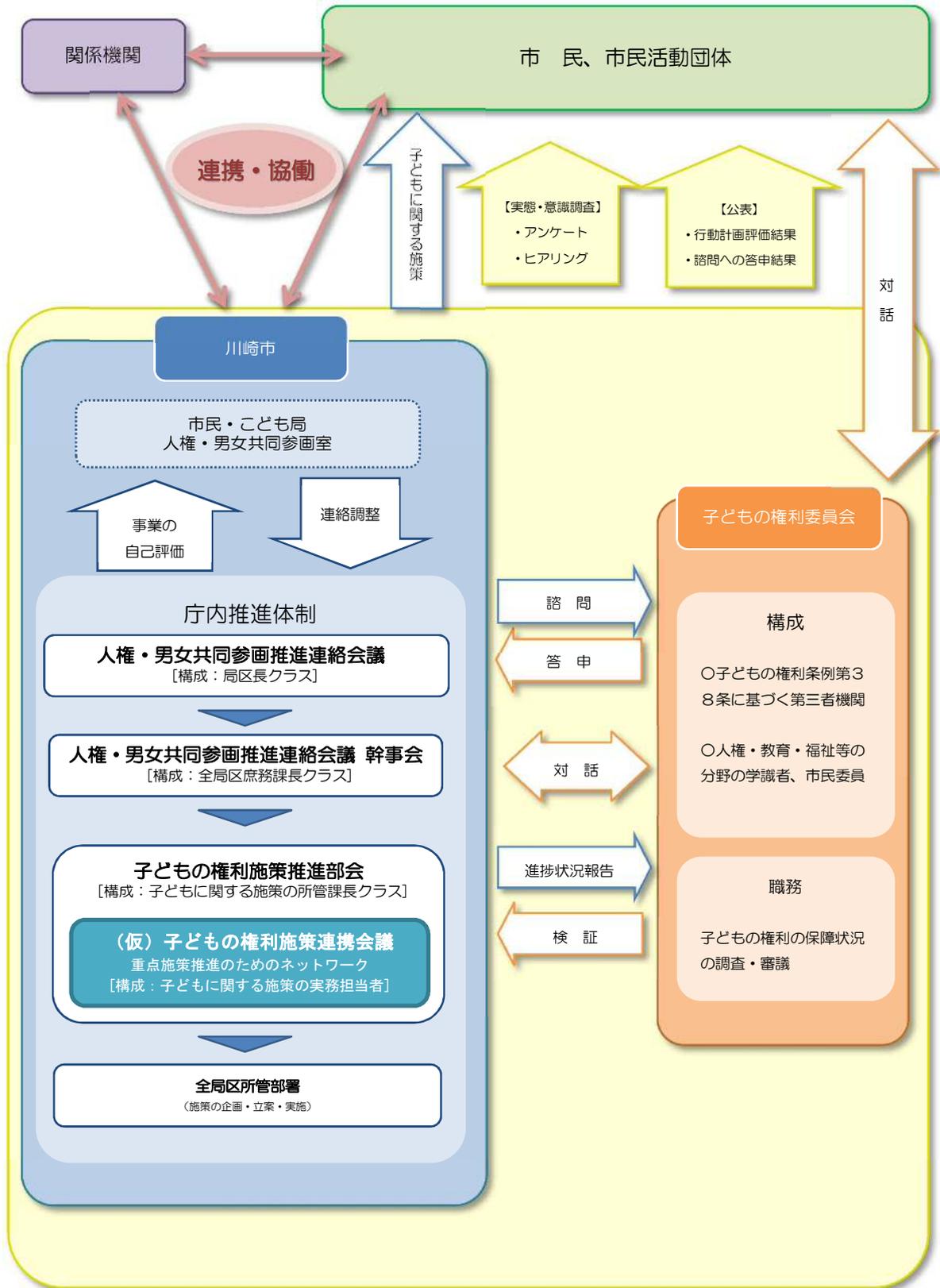
行動計画に基づく事業等の取組状況について、毎年度所管課において自己評価を実施し、進捗状況を把握します。また、計画の終了時においては計画全体の自己評価を実施し、権利委員会からの意見を得た上でその結果を公表します。

4 権利委員会による施策の検証の実施

子どもの権利の保障状況を検証する第三者機関として、人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成された子どもの権利委員会が条例第38条に基づき設置されています。子どもの権利委員会は、市とともに実施する子どもの権利に関する実態・意識調査や、市及び子どもを含む市民との対話¹⁵を踏まえて、本市における子どもの権利保障の状況を検証します。また、市が実施する計画全体の自己評価について検証し、意見を述べます。

¹⁵ 子どもの権利委員会がとっている手法で、ヒアリングや意見聴取と異なり、相互に建設的に意見交換をし、子どもの権利についての共通認識を深めることを言います。

【推進体制及び評価・検証のイメージ】



資料編

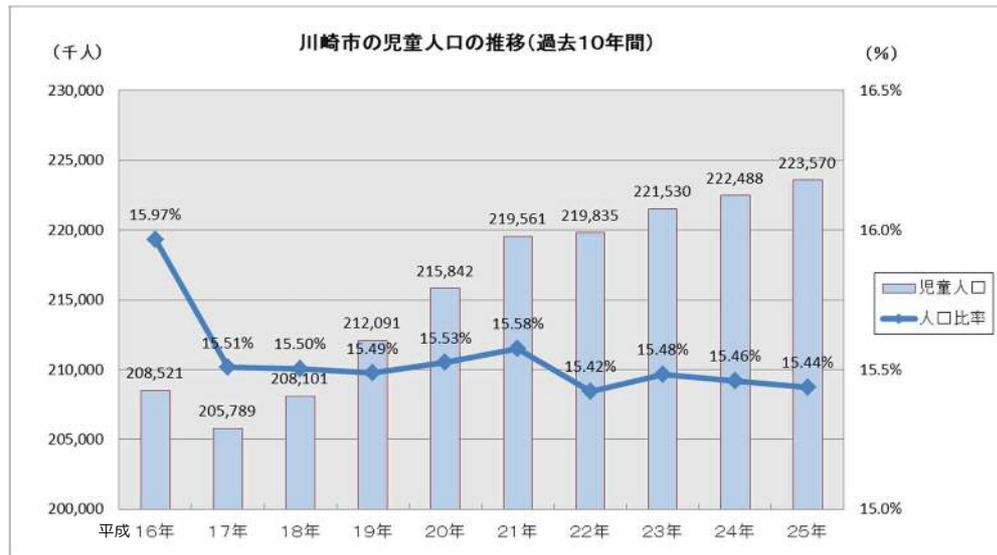
もくじ

- i 川崎市における子どもをめぐる現状・・・・・・・・・・(43)
- ii 川崎市子どもの権利に関する条例・・・・・・・・・・(51)
- iii 川崎市子どもの権利委員会規則・・・・・・・・・・(56)
- iv 川崎市人権オンブズパーソン条例・・・・・・・・・・(57)
- v 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会
子どもの権利施策推進部会設置要領・・・・・・・・・・(61)

i 川崎市における子どもをめぐる現状

1 子どもの人口の推移

(1) 全体



出典：川崎市年齢別人口（各年10月1日現在の数値。児童人口は18歳未満）

(2) 外国人登録から

18歳未満の人口の推移



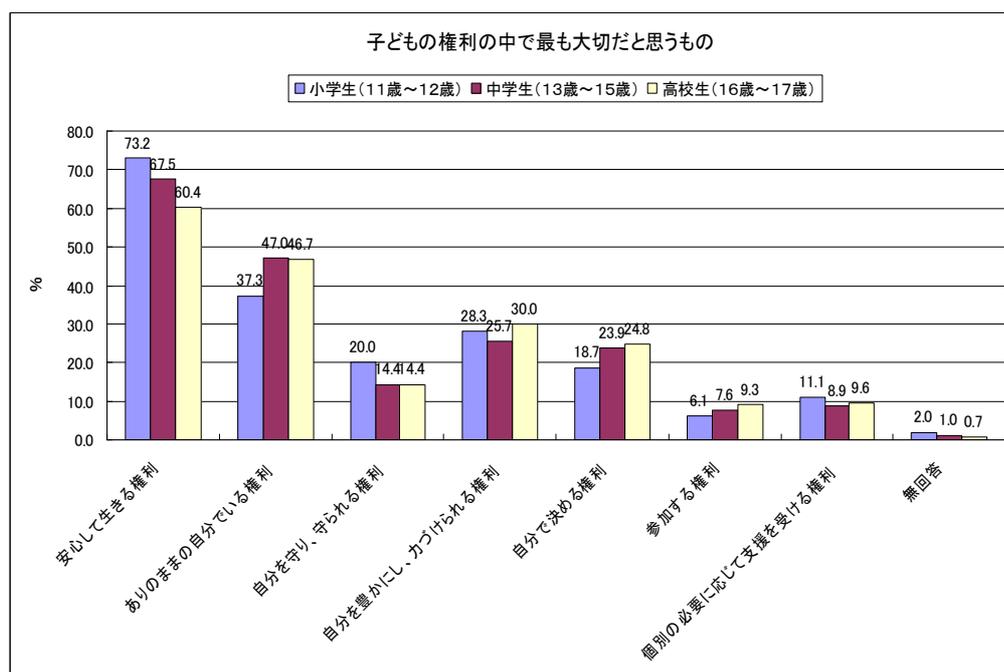
出典：川崎市管区別年齢別外国人登録人口（各年6月末現在の数値）

2 子どもの権利に関する実態・意識調査（2011(平成23)年3月実施）から

(1) 子どもの権利の中で、最も大切だと思うもの

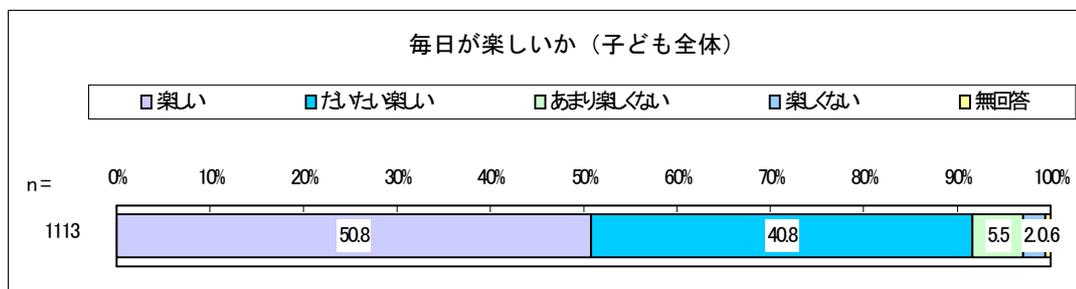
子ども全体で最も多かった回答は、「安心して生きる権利」の68.1%でした。次に「ありのままの自分である権利」が42.9%でした。

年齢別に見ても、すべての年代において「安心して生きる権利」が最も高い回答でしたが、特に小学生世代では73.2%と高い割合でした。

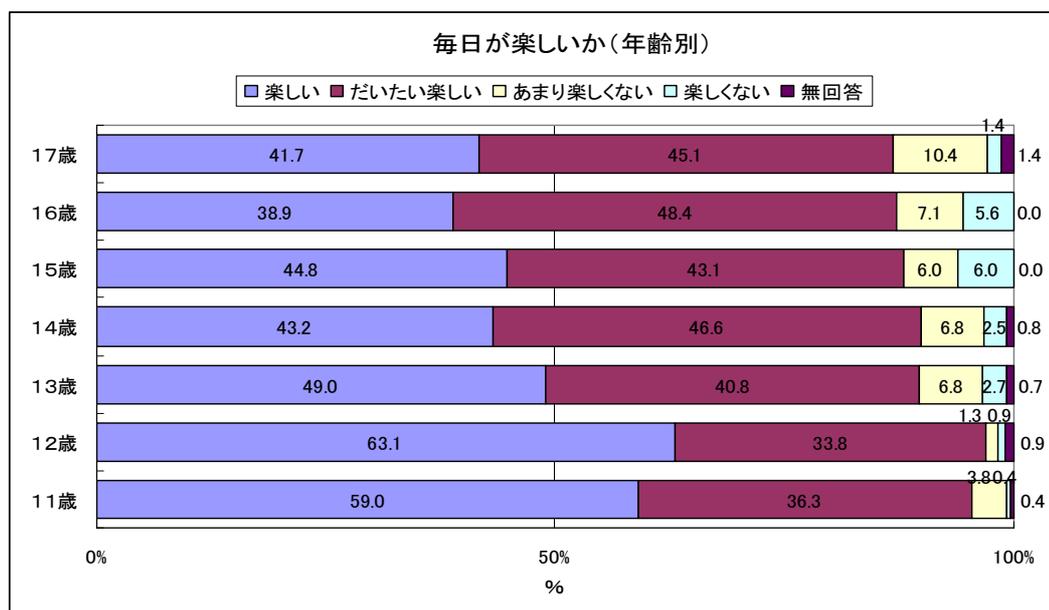


(2) 毎日が楽しいか

毎日が楽しいかという問いに対して、子ども全体では、「楽しい」50.8%、「だいたい楽しい」40.8%、あわせて91.6%が肯定的に回答しています。

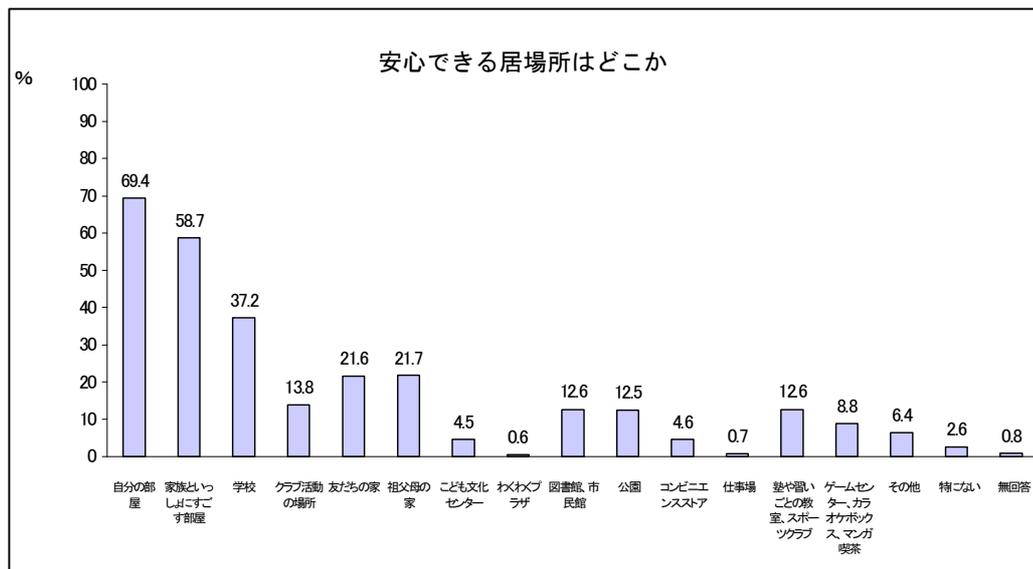


年齢別に見ると、小学生世代（11歳～12歳）では「楽しい」という回答が6割前後ですが、中学生世代（13歳～15歳）・高校生世代（16歳～17歳）になると「楽しい」という回答は半数を割り込んで徐々に減り、高校生世代では4割前後となります。かわって「あまり楽しくない」「楽しくない」という回答が増加しています。



(3) 安心できる居場所

子ども全体では、最も多い回答が「自分の部屋」69.4%、次いで「家族といっしょに過ごす部屋」58.7%でした。次に「学校」37.2%、「祖父母の家」21.7%、「友だちの家」21.6%でした。



(4) 子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していくには、どんなことが大切か(自由記述) ※標記は原文のままです。

- ・自分一人では絶対に生きていけないから、周りの大人や親がしっかり支えてくれるのが一番大切だと思う。どんな事があってもそういう人がいてくれれば、絶対乗り越えられると思うし、自分が大切にされてると実感することで、自分も他の人に同じように大切に出来ると思うから。(16歳・女)
- ・虐待がされない社会にしていくことが大切だと思います。子どもは学校などで、いじめなどの嫌なことがあっても家に帰れば温かく守ってくれる家族がいるから、成長していけるのだと思います。だから家族だけでも常に子どもの味方でいることが、大切だと思います。また、もし虐待などがあっても社会が家族代わりになって助けてあげることができたら素晴らしいと思います。(16歳・女)
- ・大人は子どもの意見を聞き、子どもも大人の意見を聞き、何でも話し合いながら過ごすことが大切だと思う。あとは、個性の尊重、相手の事を考えて過ごせばいいと思った。(14歳・女)
- ・失敗を認めて欲しいし、答えを押し付けないで欲しい。ただし、自分も失敗や選択には、はっきり責任を取るべきだと思う。言葉より行動で責任を表せるようにすることが大切だと思う。(15歳・男)
- ・大人は自分の子どもじゃなくても守っていく。子どもは守られながらも自分の意見を言える。ということが、大切だと思います。(12歳・女)
- ・陰で助けを求めている子どもをいち早く見つけること。相談機関をもっと身近に感じられる工夫。学校で配布物を配るだけではあまり意味がないと思う。(16歳・女)
- ・公園で少しキャッチボールをしていたら、大人に追い出されて遊ぶ場所が無くて困っている。小さい子に当たると危険だからとよく言われるが、当たらない場所でやっているし、一回もあてたことはない。それで今の子どもはゲームばかりやっていると言われたらとても困る。なので自由にボール遊びの出来る広い公園を造って欲しい。(12歳・男)

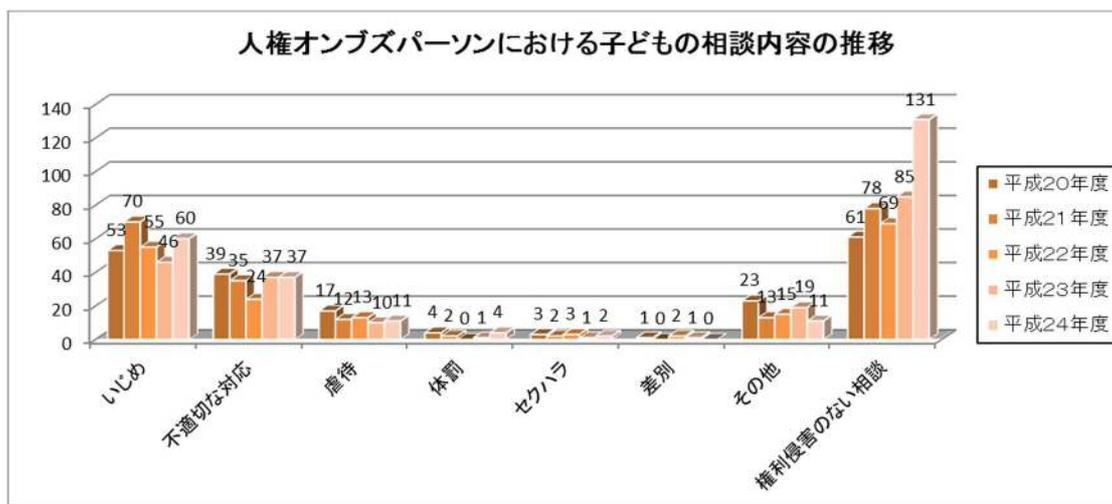
- ・子どもがいきなり社会に参加するというのは難しいと思うので、子どもが気軽に参加できる地域や社会の活動や行事が大切だと思います。（16歳・女）
- ・障害を持った人や持たない人、貧しい人、金持ちな人、国籍が違う人を平等に受け入れることの出来る優しい心。「子どもだから〇〇」とか言わない。真剣に子どもに接してくれる大人。（15歳・女）
- ・私は今、不登校なので、不登校でも差別されない社会作りが大切だと思います。不登校でもちゃんと勉強しているし、不登校＝バカではないと思います。それから緊張感の少ない学校作りや不登校でも進学、就職のできる社会作りも大切だと思います。（14歳・女）
- ・大人は子どもに圧力をかけすぎず、でも叱る時はしっかりと叱り、子どもが困っている場合には、相談にしっかりと乗ってあげるのが大切だと思います。（15歳・男）
- ・まず、子どもが安心する前に親である大人が余裕を持って暮らしていけるような社会にすべきだと思います。あと、小・中・高の先生の数が足りてないと思います。一人の先生に対して負担が多すぎるので正直、いつも見てて可哀想に思います。生徒のことなんか、ほとんど分かってくれてない先生ばかりです。だから相談したくても“忙しそうだから出来ない”とか思ってしまっていつも自分の中に溜め込んでしまってます。もっと学校も社会もゆとりを持っていけば自然と子どもが安心して暮らすことができるんじゃないかと思います。（17歳・女）
- ・14歳くらいの人が遊べる施設を作ってください。カラオケやディズニーランド等となると、少しいけない気がします。安心して気軽に利用できるものはないのでしょうか。ゲームセンターなどはよくありません。（14歳・女）
- ・大人とのコミュニケーションをたくさん取っていくことによって、子どもも安心して自分の思う事が言い合えるようになるのではないかと思います。あと、子どもから大人までみんなが信頼し合えるような町になったら変わっていけるのではないかと思います。（16歳・女）

出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（平成24年3月 発行）

3 人権オンブズパーソン報告書から

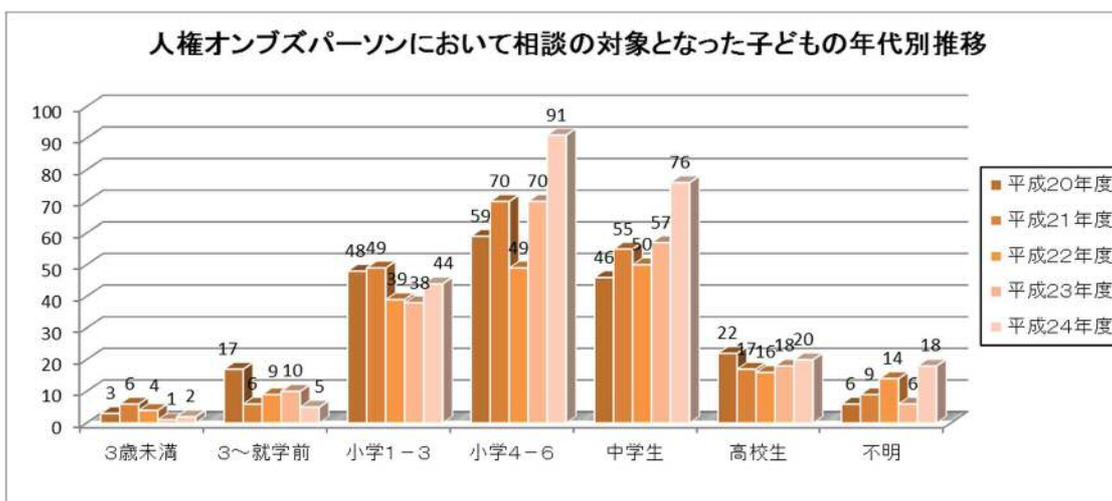
(1) 相談内容の推移

人権オンブズパーソンにおける相談では、権利侵害のない相談を除くと過去5年間ともにいじめに関する相談が最も多く、次に学校における不適切な対応が続いています。



(2) 相談の年代別推移

相談の対象となった子どもの年代別で見ると、小学生から中学生の相談が多くありました。



(3) 救済の申立て受付状況

人権オンブズパーソンでは、権利を侵害されたとと思われる者はもとより権利を侵害したと思われる者や、関係機関等に調査を行い、必要に応じて調整を図るなどの救済活動を行っています。2012（平成24）年度の子どもの救済申立て件数は11件で、申立ての内容としてはいじめと学校等の不適切な対応に関するものでした。

2012(平成24)年度 人権オンブズパーソンにおける救済の申立受付状況

	種別	申立ての内容	申立・調査開始	終了	活動回数
1	子ども	不適切な対応	平成24年5月	平成24年8月	25
2	子ども	不適切な対応	平成24年7月	平成25年3月	73
3	子ども	いじめ	平成24年8月	平成25年2月	26
4	子ども	いじめ	平成24年9月	平成25年3月	63
5	子ども	不適切な対応	平成24年9月	継続	10
6	子ども	いじめ	平成24年10月	継続	58
7	子ども	いじめ	平成24年10月	平成25年3月	40
8	子ども	いじめ	平成25年2月	継続	42
9	子ども	不適切な対応	平成25年2月	平成25年3月	21
10	子ども	いじめ	平成25年2月	継続	13
11	子ども	いじめ	平成25年3月	継続	3

出典：川崎市人権オンブズパーソン 平成24年度報告書（2013(平成25)年5月発行）

ii 川崎市子どもの権利に関する条例

2000（平成12）年12月21日川崎市条例第72号

最近改正 2005（平成17）年3月24日

目次

前文

第1章 総則(第1条～第8条)

第2章 人間としての大切な子どもの権利(第9条～第16条)

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障(第17条～第20条)

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障(第21条～第25条)

第3節 地域における子どもの権利の保障(第26条～第28条)

第4章 子どもの参加(第29条～第34条)

第5章 相談及び救済(第35条)

第6章 子どもの権利に関する行動計画(第36条・第37条)

第7章 子どもの権利の保障状況の検証(第38条～第40条)

第8章 雑則(第41条)

附則

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実には保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同世代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解

と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
- (2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
- (3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。

3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。

4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

(国等への要請)

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

(かわさき子どもの権利の日)

第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

(広報)

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

(学習等への支援等)

第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(市民活動への支援等)

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

第2章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育まれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわ

しい生活ができること。

- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分でいる権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の場合が与えられること。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

第17条 親又は親に代わる保護者(以下「親等」という。)は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

- 2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。
- 3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。
- 4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

- 2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。
- 3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。
(虐待及び体罰の禁止)

第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

- 2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。
- 3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

(育ち・学ぶ環境の整備等)

第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」という。)は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。

- 2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

(安全管理体制の整備等)

第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。

- 2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止等)

第23条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

- 2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子

どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

- 4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

(いじめの防止等)

第 24 条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

- 2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

(子ども本人に関する文書等)

第 25 条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。

- 2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。
- 4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。
- 5 第 1 項の文書及び第 3 項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。
- 6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

第 3 節 地域における子どもの権利の保障

(子どもの育ちの場等としての地域)

第 26 条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場で

あることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

- 2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

(子どもの居場所)

第 27 条 子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所(以下「居場所」という。)が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

- 2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

(地域における子どもの活動)

第 28 条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

第 4 章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

第 29 条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

第 30 条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議(以下「子ども会議」という。)を開催する。

- 2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。
- 3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。
- 4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。
- 5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

第5章 相談及び救済

(相談及び救済)

第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

第6章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び

第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

第37条 市の子どもに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

(1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。

(2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。

(3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援するものであること。

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執

行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(権利侵害からの救済等のための体制整備)

2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則(平成13年6月29日条例第15号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成14年3月29日規則第33号で平成14年5月1日から施行)

附 則(平成14年3月28日条例第7号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第7号) 抄

この条例は、公布の日から施行する。

iii 川崎市子どもの権利委員会規則

平成13年4月1日規則第55号

最近改正 平成20年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市子どもの権利に関する条例(平成12年川崎市条例第72号)第38条第9項の規定に基づき、川崎市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 権利委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、権利委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 権利委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 権利委員会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 権利委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が権利委員会に諮って指名する。

3 部会に部会長1人を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を権利委員会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前2条の規定を準用する。

(庶務)

第7条 権利委員会の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他権利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が権利委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第34号）

この規則は、平成14年5月1日から施行する。

附 則（平成14年4月26日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第16号抄）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

iv 川崎市人権オンブズパーソン条例

2001（平成13）年6月29日条例第19号

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 責務（第4条～第7条）

第3章 人権オンブズパーソンの組織等（第8条～第11条）

第4章 相談及び救済

第1節 相談（第12条）

第2節 救済の申立て（第13条・第14条）

第3節 調査の実施等（第15条～第17条）

第4節 市の機関に対する調査等（第18条～第20条）

第5節 市の機関以外のものに対する調査等（第21条・第22条）

第6節 個人情報等の保護（第23条）

第7節 人権に関する課題についての意見公表（第24条）

第5章 補則（第25条～第27条）

附則

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的として、本市に川崎市人権オンブズパーソン（以下「人権オンブズパーソン」という。）を置く。

（管轄）

第2条 人権オンブズパーソンの管轄は、次に掲げる人権の侵害（以下「人権侵害」という。）に関する事項とする。

- (1) 子ども（川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第2条第1号に規定する子どもをいう。）の権利の侵害
- (2) 男女平等にかかわる人権の侵害（男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）第6条に規定する男女平等にかかわる人権の侵害をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、人権オンブズパーソンの管轄としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (3) 川崎市市民オンブズマン（以下「市民オンブズマン」という。）に苦情を申し立てた事項

- (4) 人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行為に関する事項
(人権オンブズパーソンの職務)

第3条 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
(2) 人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
(3) 制度の改善を求めるための意見を表明すること。
(4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
(5) 人権に関する課題について意見を公表すること。

第2章 責務

(人権オンブズパーソンの責務)

第4条 人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

- 2 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市民オンブズマンその他市の機関、関係機関、関係団体等と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。
3 人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救済の申立てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければならない。
4 人権オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治目的のために利用してはならない。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

- 2 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

第3章 人権オンブズパーソンの組織等

(人権オンブズパーソンの組織等)

第8条 人権オンブズパーソンの定数は2人とし、そのうち1人を代表人

権オンブズパーソンとする。

- 2 人権オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、第2条第1項に規定する人権オンブズパーソンの管轄を踏まえて、市長が議会の同意を得て委嘱する。
3 人権オンブズパーソンは、任期を3年とし、1期に限り再任されることができる。
4 人権オンブズパーソンは、別に定めるところにより、相当額の報酬を受ける。
(秘密を守る義務)

第9条 人権オンブズパーソンは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第10条 市長は、人権オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他人権オンブズパーソンたるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

(兼職等の禁止)

第11条 人権オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 人権オンブズパーソンは、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。
3 人権オンブズパーソンは、前2項に定めるもののほか、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

第4章 相談及び救済

第1節 相談

(相談)

第12条 何人も、市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）の人権侵害に関する事項について、人権オンブズパーソンに相談することができる。

- 2 人権オンブズパーソンは、前項の規定により相談を受けた場合は、必要な助言及び支援を行う。

第2節 救済の申立て

(救済の申立て)

第13条 市民等は、自らが人権侵害を受けたと思うときは、人権オンブズパーソンに対し、救済の申立て（以下「申立て」という。）を行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

- (1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所
- (2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日
- (3) その他規則で定める事項
(本人以外の者の申立て)

第14条 何人も、市民等が人権侵害を受けたと思うときは、当該市民等に代わって人権オンブズパーソンに対し、申立てを行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

- (1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 人権侵害を受けたと思われる市民等の氏名及び住所
- (3) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日
- (4) その他規則で定める事項

3節 調査の実施等

(申立てに係る調査等)

第15条 人権オンブズパーソンは、申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について、調査を行う。

2 前項の場合において、申立てが前条第1項の規定によるものであるときは、同条第2項第2号の市民等の同意を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査を行わない。

- (1) 第2条第2項の規定に該当するとき。
- (2) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除く。
- (3) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。
- (4) 申立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。
- (5) 前項の同意が得られないとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。

4 人権オンブズパーソンは、前項の規定により調査を行わない場合は、その旨を理由を付して申立てを行った者（以下「申立人」という。）に速やかに通知しなければならない。

(発意の調査)

第16条 人権オンブズパーソンは、市民等が人権侵害を受けていると認め

るときは、自己の発意に基づき、調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査を行う場合においては、人権侵害を受けていると認められる市民等の同意を得なければならない。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときは、この限りでない。
(調査の中止等)

第17条 人権オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、申立人又は第15条第2項若しくは前条第2項の同意を得た者（以下「申立人等」という。）に速やかに通知しなければならない。

第4節 市の機関に対する調査等

(市の機関に対する調査)

第18条 人権オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を行う場合は、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

3 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的機関に対し、専門的調査を依頼することができる。

4 人権オンブズパーソンは、調査の結果について、申立人等に速やかに通知するものとする。ただし、次条第6項の規定により通知する場合は、この限りでない。

(市の機関に対する勧告等)

第19条 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。

4 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求めるものとする。

5 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。

6 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したとき、第2項

の規定により意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その旨を申立人等に速やかに通知しなければならない。

- 7 人権オンブズパーソンは、第2項の規定による意見表明の内容を公表する。第1項の規定による勧告又は第5項の規定による報告の内容で必要があると認めるものについても同様とする。

(市民オンブズマンとの共同の勧告等)

- 第20条** 人権オンブズパーソンは、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明を行う場合において、必要があると認めるときは、市民オンブズマンに対し、共同で行うよう求めることができる。

第5節 市の機関以外のものに対する調査等

(市の機関以外のものに対する調査等)

- 第21条** 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係者(市の機関以外のものに限る。以下同じ。)に対し質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

- 2 第18条第3項の規定は、関係者に対する調査の場合に準用する。

- 3 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害の是正のためのあっせんその他の調整(以下「調整」という。)を行うものとする。

- 4 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知するものとする。

(事業者に対する要請等)

- 第22条** 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、事業活動において頻繁な又は重大な人権侵害が行われたにもかかわらず事業者が改善の取組を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- 2 人権オンブズパーソンは、前項の規定による要請を行ったにもかかわらず当該事業者が正当な理由がなく要請に応じない場合は、市長に対し、その旨を公表することを求めることができる。

- 3 市長は、前項の規定により公表を求められた場合は、その内容を公表することができる。この場合において、市長は、人権オンブズパーソンの意思を尊重しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により公表しようとする場合には、あらかじめ当該公表に係る事業者に意見を述べる機会を与えるものとする。

第6節 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

- 第23条** 第19条第7項及び前条第3項の規定による公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第7節 人権に関する課題についての意見公表

(人権に関する課題についての意見公表)

- 第24条** 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する社会構造上の課題について、地域における解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。

第5章 補則

(事務局)

- 第25条** 人権オンブズパーソンに関する事務については、川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第21条に規定する事務局において処理する。

- 2 人権オンブズパーソンの職務に関する事項を調査する専門調査員を置くものとする。

(運営状況の報告等)

- 第26条** 人権オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表する。

(委任)

- 第27条** この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条第2項中議会の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。(平成14年3月29日規則第44号で平成14年4月1日から施行。ただし、同条例第4章の規定及び同条例附則第5項中川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第17条に1項を加える改正規定は、同年5月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の3年前の日から施行日までの間にあった事実に係る申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった事実に係る申立てについては、適用しない。

(検討)

- 3 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行状況、人権に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、人権が尊重される地域社会づくりの観点から、この条例に規定する人権オンブズパーソンの管轄等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

v 川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会

子どもの権利施策推進部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 川崎市子どもの権利に関する条例に規定される内容の総合的な推進を図るため、関係部局との連絡調整を行うことを目的として、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱第6条第5項の規定に基づき、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会に子どもの権利施策推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進部会は、別表に掲げる関係部課をもって組織する。

2 部会長は、市民・こども局人権・男女共同参画室長をもって充てる。

(部会長の職務)

第3条 部会長は、当該推進部会の事務を総理する。

(会議)

第4条 推進部会の会議は、部会長が召集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第5条 推進部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 子どもの権利に関する行動計画の策定に関すること。
- (2) 子どもの権利委員会による施策の検証等に関すること。
- (3) 子どもの権利の日にかかわる事業に関すること。
- (4) その他子どもの権利に関する施策の推進に関すること。

(庶務)

第6条 推進部会の庶務は、市民・こども局人権・男女共同参画室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は、部会長が推進部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成13年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

関 係 部 課	総 合 企 画 局	都市経営部企画調整課
	市 民 ・ こ ど も 局	人権・男女共同参画室
	こ ども 本 部	子育て施策部こども企画課
		子育て施策部子育て支援課
		子育て施策部青少年育成課
		こども支援部こども福祉課
		こども支援部こども家庭課
		児童家庭支援・虐待対策室
		保育事業推進部保育課
	区 役 所 保 健 福 祉 セ ン タ ー	児童家庭課
	区 役 所 こ ど も 支 援 室	企画調整担当
		事業推進・人材育成担当／保育所等支援担当
		学校・地域連携担当
	市 民 オ ン ブ ズ マ ン 事 務 局	人権オンブズパーソン担当
	教 育 委 員 会 事 務 局	総務部人権・共生教育担当
		学校教育部指導課
生涯学習部生涯学習推進課		
総合教育センターカリキュラムセンター		

第4次川崎市子どもの権利に関する行動計画

川崎市市民・こども局人権・男女共同参画室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2344

FAX：044-200-3914

メールアドレス 25zinken@city.kawasaki.jp